

各位

会社名 河西工業株式会社
代表者名 代表取締役社長 社長役員 半谷 勝二
(コード：7256 東証スタンダード)
問合せ先 取締役 常務役員 糟谷 充彦
(TEL：0467-75-1125)

第三者割当による優先株式の発行、定款の一部変更、資本金・資本準備金の額の減少及び剰余金の処分並びに主要株主である筆頭株主の異動に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、次の①から④までの各事項について決議いたしましたので、以下のとおりお知らせいたします。

- ① 日産自動車株式会社（以下「日産自動車」といいます。）との間で、投資契約（以下「本投資契約」といいます。）を締結し、本投資契約に基づき、第三者割当の方法により日産自動車に対して総額60億円のA種優先株式（以下「A種優先株式」といいます。）を発行すること（以下「本第三者割当増資」といいます。）
- ② 2024年6月27日開催予定の当社定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）において、本第三者割当増資に係る議案の承認が得られることを条件として、A種優先株式に関する規定の新設等及び発行可能株式総数の増加に係る定款の一部変更を行うこと（以下「本定款変更①」といいます。）
- ③ 本定時株主総会において、将来のA種優先株式に付与された当社普通株式を対価とする取得請求権の行使による当社普通株式の発行に備えて、本定款変更①がなされること及び本第三者割当増資に係る払込みがなされることを条件として、発行可能株式総数の増加その他の事項に係る本定款変更①後の定款の一部変更を行うこと（以下「本定款変更②」といい、本定款変更①と併せて「本定款変更」と総称します。）
- ④ 本第三者割当増資に係る払込みが行われることを停止条件とし、当該払込みの日を効力発生日として、資本金及び資本準備金の額を減少し（以下「本資本金等の額の減少」といいます。）、資本金及び資本準備金の額の減少により増加したその他資本剰余金により繰越利益剰余金の欠損の一部を填補すること（以下「本剰余金の処分」といい、本第三者割当増資及び本資本金等の額の減少と併せて「本取引」と総称します。）

なお、本第三者割当増資に係る株式の発行及び払込みは、それぞれ一定の事項を条件としております（本第三者割当増資についての詳細は、下記「II. 本第三者割当増資」をご参照ください。）。

加えて、本第三者割当増資により、当社の主要株主である筆頭株主の異動が見込まれますので、併せてお知らせします。

I. 本取引の目的等

1. 概要

(1) 本第三者割当増資の目的・理由

当社グループは、「室内空間は人にとって、安全かつ快適であることが最大の機能であること」の実現を目指し、自動車の内外装トリムシステムサプライヤーとして、キャビントリム・ラジットリム・防音部品等取扱い製品の性能向上に取り組むとともに、車室全体からの視点で、「環境」「安全」「魅力/快適」の3つのテーマで次世代自動車の開発を支える部品技術開発を進め、未来を先取りする付加価値の高い製品づくりに取り組んでおります。

当社グループは、自動車分野を事業領域と位置づけ、独立系部品メーカーとして、国内外の全自動車メーカー（OEM）を顧客基盤として事業を展開し、2019年3月期連結会計年度で売上高 227,257 百万円となるまで成長してきました。

しかしながら、当社グループは、2019 年末に発生した新型コロナウイルス感染症、及び世界的な半導体不足の影響により、主要販売先 OEM の減産や生産の不安定化等の厳しい環境変化に直面しております。その結果、2020 年度以降は売上高が大幅に減少し、固定費の負担が大きくなったことから大幅な営業損失を計上し、2023 年3月期には、14,790 百万円の営業損失を計上しました。これに伴い、財務の健全性を示す自己資本比率は2023年9月末時点で9.0%と2019年12月末時点の38.8%から低下するに至りました。営業キャッシュ・フローも悪化し、また、信用力の低下から新規の借入による資金調達も困難な状況となった結果、保有資産の売却等による運転資金の捻出も必要となりました。

当社グループの関連する自動車業界は、足元では半導体不足影響の緩和等に伴い回復基調であるものの、新型コロナウイルス感染拡大前の水準へ戻るには今しばらくかかるとの見方もあり、回復は緩やかに推移すると見通しております。こうした中、当社グループの直近の四半期決算においては各拠点の業績が改善された一方、前連結会計年度においては3期連続で営業損失を計上したこと、さらに、2022年5月26日付「シンジケートローン契約」及び2022年9月30日付「コミットメントライン契約」の財務制限条項（純資産維持条項）に抵触していること、各取引金融機関からの支援継続に関し、その方法・条件・時期等について現在協議を進めておりますが、未だ確定していないこと等から、現時点では未だ継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しているものと認識しております。

このような状況において、当社グループは当該事象又は状況を改善・解消すべく、収益力向上及び財務体質の改善・強化を図り、安定した経営基盤を築くために、さまざまな対応策を実施しております。収益面については、経営改革を断行し、拠点ごとに収益改善策を検討・実施しております。特に営業損失が計上された主要原因である北米拠点では、外部専門家を交えた再建チームを立ち上げ、業績悪化の原因を究明した上で、販売先 OEM 及びサプライヤーとの交渉、生産現場のコスト削減並びに生産効率改善、固定費の抜本的な削減等の具体的な対策を策定・実施しております。また、当社グループの最大の販売先 OEM である日産自動車とも協力し、生産現場の改善による収益力の回復に取り組んでおります。財務面については、当社グループは各取引金融機関に、シンジケートローン契約及びコミットメントライン契約の財務制限条項の抵触を理由とする期限の利益喪失請求等の権利行使を猶予いただくことにご同意いただいております。また、継続的な支援が得られるよう各取引金融機関とは、2022年3月期に財務制限条項に初めて抵触してから定期的に協議を行い、複数回に渡って返済期日の延長を行う等、緊密な連携を続けております。さらに、引き続き保有資産の売却や、投資案件の厳選及び抑制等により、事業及び運転資金の安定的な確保・維持に取り組んでおります。

これらの取組みは一定の成果を上げているものの、当社グループとしては、中長期的な企業価値向上を実現するためには、不採算拠点の再編を含む拠点の最適化による固定費の抜本的な削減等の早期の構造改革の断行が不可欠であると考えております。また、各取引金融機関からは、今後の支援継続のためには、更なる構造改革の実行による収益構造の改革と業績の回復を実現し、キャッシュ・フローの安定化による借入金返済等に必要な現預金を確保すること、加えて自己資本比率を向上・維持させることを要請されております。その一方で、当社グループの置かれた足元の厳しい財務状況では、当該改革に要する資金を新規の外部借入にて調達することは不可能であり、また、各取引金融機関からの今後の支援継続が見通せない場合には、当社グループの安定的な事業運営を継続することが困難になると考えております。当社グループは、このような状況において、当社グループの安定的な事業運営を継続し財務体質の抜本的な改善を図りつつ経営改革を実行していくためには、スポンサーからの早期の資本金の調達が必要であると判断しました。

かかる状況において、当社グループは2022年11月以降、スポンサー候補との接触を開始しました。また、フィナンシャルアドバイザーを起用した上で、当社グループとのシナジーが見込める事業会社 28 社、及び事業規模等の観点から当社グループへの出資が検討可能であると想定されるファンド 21 社をリストアップし、スポンサー支援の打診を行いました。以降、当社グループの企業価値を最も評価いただけるスポンサー候補を選定すべく、スポンサー候補複数社と継続的な協議を続けてまいりました。一方で、各スポンサー候補としては、当社グループの借入金残高が収益力対比で過大であると判断し、複数のスポンサー候補から、借入金的大幅な軽減を前提としない限り本格的な検討は難しいという趣旨の回答が得られました。

こうした状況の中、当社グループは最大の販売先 OEM である日産自動車に対して、スポンサー支援の打診を行いました。日産自動車は、長年の取引関係を通じて、当社グループの経営方針、及び事業内容等に関して深い理解を有しております。加えて日産自動車は、当社グループの財務状況の悪化以降において、当社グループの再建を目的として、当社グループと継続的な協議を重ねており、実際に事業オペレーションの改善支援や、取引条件の見直しをはじめとした様々な支援を行っていることから、当社グループにおける再建に向けた課題や、資本金の必要性に関しても理解を得られている状況にありました。当社グループからの打診を受け、日産自動車からスポンサー支援に関する本格的な検討を開始する旨の回答を得られたため、2023年11月から2024年1月にかけて、日産自動車は当社グループに対するデューデリジェンスを実施し、2024年1月末に最終的な意向表明書が提出されました。日産自動車は当社グループの再建に向けて、日産自動車と合意する内容での再建計画（全ての取引金融機関に対する既存借入金の返済計画を含む）の策定、当社の主要取引金融機関である株式会社りそな銀行（以下「りそな銀行」といいます。）による既存借入金の一部の資本金劣後ローンへの転換（DDS・デットデットスワップ）等を出資の前提条件としており、当社は日産自動車及びりそな銀行、取引金融機関との間で協議を継続してまいりました。その結果、今般協議がまとまり、上記内容の再建計画について日産自動車及びりそな銀行、取引金融機関と合意し、りそな銀行とデットデットスワップ（DDS）について合意するとともに（合意したデットデットスワップ（DDS）の概要は下記※をご参照ください。）、本日開催の取締役会において、日産自動車との間で本投資契約を締結し、第三者割当の方法により日産自動車に対して総額60億円のA種優先株式を発行することを決議しました。本投資契約を通じて日産自動車との連携を深めつつ、早期の経営再建を実現することで、当社グループの企業価値向上を実現してまいります。

当社グループは、本第三者割当増資の実施を決定するまで資本金の調達方法に関しては様々な方法を比較検討してまいりましたが、当社グループの上記の状況を踏まえると、財務体質の抜本的な改善に向けた構造改革の実行による国内外での収益性改善及びキャッシュ・フローの安定化の実現が急務であり、当社グループが希望する時間軸での必要金額の調達及び財務体質の改善が、迅速かつ確実に見込まれる方法が最も重要な考慮要素であると考えました。

公募増資による普通株式の発行については、第91期有価証券報告書にて公表のとおり、当社グループは第91期連結財務諸表の注記において「継続企業の前提に関する注記」を記載するに至っており、証券会社の引受けにより行われる公募増資の実施はそもそも困難であると判断しております。また、ライツオフリング・株主割当についても、株価動向等を踏まえた割当株主の判断により、割当後直ちに行使されるとは限らず、又は、行使される場合であっても、新株予約権が必ずしも全て行使されるとは限らず、また、株主割当に全て応じるとも限らないことから、最終的な資金調達金額が不確実であり、確実に必要金額を調達できることが担保できず、現時点における適切な選択肢ではないと判断しました。加えて、第三者割当による普通株式の発行については、配当や残余財産の分配等において、投資リスクに見合うメリットをスポンサーに対して付与することが困難であり、スポンサーを早急に決め、迅速な資金調達を行う必要がある当社グループにとっては、現時点における適切な選択肢ではないと判断しました。

これに対して、本第三者割当によるA種優先株式の発行は、当社として財務体質の抜本的な改善を図りつつ経営改革を実行するための必要金額の調達を確保できるとともに、日産自動車としても当社の財務上及び事業上のリスクを勘案しつつ当社の支援を着実に行うことができ、当社グループの現状に鑑みると、当社の既存株主の皆様にとっても最善の選択肢であると判断しました。

なお、金融機関からの追加借入れによる資金調達やその他の資本支援の可能性も検討いたしましたが、当社の業績の回復には一定程度の時間を要することが見込まれ、かつ、2022年12月末より借入金の返済期限の延長を繰り返している中で、スポンサーからの資金提供等により当社グループが抱える事業・財務面での課題の早期かつ抜本的な解決を図ることを最優先すべきであり、現時点では、金融機関からの追加借入れによる資金調達やその他の資本支援は当社グループにとって現実的又は利用可能な選択肢ではなく、当社グループをとりまく状況の解決には繋がるものではないと判断しました。

なお、本第三者割当増資により割り当てられるA種優先株式については、普通株式と同等の議決権が付与されているところ、本第三者割当増資により日産自動車に対してA種優先株式が割り当てられた場合、日産自動車が有することになる議決権数は、58,272個であり、その場合の当社の総議決権数（2024年3月31日現在の当社の発行済普通株式に係る議決権の数（388,333個）に当該議決権数を加えた数である446,605個）に対

する割合は13.05%となります。また、A種優先株式には当初取得価額51.48円をもって当社普通株式を対価とする取得請求権が付与されており、A種優先株式の累積未払配当金相当額及び日割未払優先配当金額がいずれも存在しない前提でA種優先株式の全てが当社普通株式に転換された場合に交付される当社普通株式に係る議決権数は、1,165,501個であり、その場合の当社の総議決権数（2024年3月31日現在の当社の発行済普通株式に係る議決権の数（388,333個）に当該議決権数を加えた数である1,553,834個）に対する割合は75.01%となります。なお、当該当社普通株式を対価とする取得請求権には、本投資契約上、原則としてA種優先株式の発行日から1年間は行使ができない旨の行使制限条項が付されております。当社としましては、当該行使制限については、当社を取り巻く環境、即時の希薄化の懸念の抑制、再建計画の実行可能性等を考慮し日産自動車とも協議の上で1年間と合意したものであり合理的であると考えております。なお、下記「II. 本第三者割当増資 2. 募集の目的及び理由 (3) A種優先株式の概要 ② 普通株式を対価とする取得請求権」のとおり、本投資契約上、当社普通株式を対価とする取得請求権の行使制限の制限解除事由が定められておりますが、当該制限解除事由は、A種優先株式の発行にあたって前提とした事情について重要な変更が生じた場合のような例外的な場合を定めたものであり、A種優先株式の発行後、直ちに普通株式に転換される場合には該当しないものと判断しております。

また、当社としましては、上記を踏まえ、普通株式を対価とする取得請求権が行使される可能性も併せ考えると、日産自動車は、会社法第206条の2第1項に規定する特定引受人に準じて取り扱うのが妥当であると判断しました。

この点に関して、本日開催の取締役会において、当社の監査等委員会（社外取締役3名により構成）は、(a)当社の業績は2024年3月期第1四半期において連結営業利益が黒字化し、また、2024年3月期通期においても連結営業利益10億円の黒字を見込んでいるものの、当該業績の回復は、一部の地域にとどまり、北米や欧州では引続き、赤字の状態が継続していることに加え、2024年3月期通期の連結営業利益の黒字化についても、現時点において取引金融機関及び取引先等からの多大な支援によるところが大きいと言わざるを得ず、継続的な黒字化を達成するためには抜本的な収益構造の見直し（特に拠点の最適化による固定費の抜本的な削減）を伴う構造改革の断行が必須であり、そのためには、今回の調達額である60億円が不可欠となっていること、(b)本第三者割当増資は、他の資金調達方法との比較においても、財務体質の改善及び必要金額の調達の確実性が最も高く、かつ、早期の資金調達という目的に寄与するものでもあることから、当社グループにとって最も適切な資金調達手法と考えられること、(c)当社は、事業会社28社及びファンド21社に対してスポンサー支援の打診を行ったものの、借入金の大幅な軽減なく、これに応じる事業会社及びファンドはなかったこと、(d)日産自動車は、当社グループが希望する時間軸での資本性資金の提供及びその実現可能性、スポンサーとして参画した後に当社グループが再生を果たすための当社の経営・事業に関する考え方、事業構造改革を通じた中長期的な事業継続及び今後の企業価値の向上に向けた施策の内容・実現可能性等、当社グループをとりまく状況を踏まえたスポンサー選定において重要と考えられる考慮要素を充足していること、(e)日産自動車が、当社の事業の抜本的な改革及び事業の再成長に向けた当社にとって唯一具体的かつ実行可能と考えられる条件を提示していること、(f)日産自動車以外に、取引金融機関からの金融支援を期待できる支援策の提案はなく、さらなるスポンサー候補による支援の検討継続は、当社のキャッシュ・フローの状況等に鑑みてもリスクを伴うこと、(g)A種優先株式に付された当社普通株式を対価とする取得請求権に係る当初取得価額が51.48円であることについても、当社グループの置かれた厳しい財務状況及びスポンサー支援に承諾する事業会社及びファンドがいなかったこと、並びに日産自動車との協議及び交渉の結果決定されたものであり、当社及び日産自動車から独立した第三者算定機関である株式会社プルータス・コンサルティング（以下「プルータス」といいます。）から当社宛に提出されたA種優先株式評価報告書（下記「II. 本第三者割当増資」の「5. 発行条件等の合理性（1）払込金額の算定根拠及びその具体的内容」で定義します。）で示された算定結果も踏まえると、当該発行条件は、本第三者割当増資を実行する必要性に鑑みれば一定の合理性があると認められると判断できること、(h)本定款変更について株主総会の特別決議による承認を得ることを条件の一つにしており、その他法令上必要な手続が行われていることといった事情を踏まえれば、当社グループの現在の財務状態とキャッシュ・フローの状況を含めた今後の見通しも考慮すると、当社グループが日産自動車と本投資契約を締結し、日産自動車による本第三者割当増資を内容とする日産自動車によるスポンサー支援を受けることは、現在の当社グループにとってとりうる唯一の選択肢であると考えられることから、本第三者割当増資によって生じ

る大規模な希薄化を考慮してもなお、本第三者割当増資を実行することには、必要性及び相当性が認められる旨の意見を表明しております。

なお、当社の監査等委員のうち、伊豆野学氏は、日産自動車の出身者であります。約6年前に日産自動車グループから（約17年前に日産自動車から）転籍していることから、日産自動車から指示や影響を受ける立場にないこと、また、本第三者割当増資に関して、日産自動車側で一切の関与をしておらず、またそれができる立場にもないことから、監査等委員会の一員として意見を述べることにについて妥当性を有していると判断しております。また、当社の監査等委員のうち、横山和彦氏は、りそな銀行の出身者であります。同氏は約12年前にりそな銀行から転籍していることから、りそな銀行から指示や影響を受ける立場にないこと、また、りそな銀行は、本第三者割当増資による出資の条件とされているデットデットスワップ（DDS）を実施いたしますが、本第三者割当増資により当社に対して出資するものではない上、同氏はデットデットスワップ

（DDS）や本第三者割当増資に関して、りそな銀行側で一切の関与をしておらず、またそれができる立場にもないことから、同氏が監査等委員会の一員として意見を述べることにについて妥当性を有していると判断しております。

※デットデットスワップ（DDS）の概要

当社の既存借入金（総額約 176 億円）の一部（総額 60 億円）を資本性劣後ローンへ転換するものであります。当社は、デットデットスワップ（DDS）に関して、りそな銀行との間で 2024 年 5 月 9 日付劣後特約付準金銭消費貸借契約書を締結しており、概要は以下のとおりです。

弁済期	2023 年 3 月 31 日
利率	年 0.5%
期限前弁済	通常借入金債務（※）に係る債権を有する者の全ての同意を得た場合に限り、劣後債務（デットデットスワップ（DDS）の対象となる借入金債務をいう。以下同じ。）の元本の期限前弁済が可能。
劣後特約	当社について破産手続が開始した場合、劣後債務の元利金に係るりそな銀行の当社に対する支払請求権は、破産法第 99 条第 2 項の約定劣後破産債権として扱われる。 当社について特別清算手続が開始した場合、劣後債務の元利金に係るりそな銀行の当社に対する支払請求権は、その他の一切の債権（但し、劣後債権（デットデットスワップ（DDS）の対象となる借入金債権をいう。）と同等の条件を付された債権を除く。）に劣後する。

※通常借入金債務とは、劣後特約付準金銭消費貸借契約締結日現在において当社が負担している全ての債務（但し、劣後債務及び劣後債務と同等の条件を付された債務を除きます。）及び再建計画に基づき当社が新たに負担する全ての借入金債務をいいます。

（2）本資本金等の額の減少及び本剰余金の処分の目的・理由

本資本金等の額の減少及び本剰余金の処分は、本第三者割当増資完了後、資本金及び資本準備金の額を減少し、さらに、これにより増加したその他資本剰余金により繰越利益剰余金の欠損の一部を填補し、よって、今後の資本政策上の柔軟性及び機動性を確保することが目的であり、今後の当社における中長期的な企業価値向上のための財務戦略の一環として実施するものです。

2. 本取引の日程

(1) 取締役会決議日	2024 年 5 月 9 日
(2) 契約締結日	2024 年 5 月 9 日（注 1）
(3) 債権者異議申述公告日 （本資本金等の額の減少）	2024 年 5 月 22 日（予定）
(4) 債権者異議申述最終期日 （本資本金等の額の減少）	2024 年 6 月 22 日（予定）
(5) 本定時株主総会決議日	2024 年 6 月 27 日（予定）

(6) 効力発生日 (本定款変更①)	2024年6月27日(予定)
(7) 払込期間 (本第三者割当増資)	2024年6月28日から2025年2月9日(注2)
(8) 効力発生日 (本定款変更②)	本第三者割当増資に係る払込日と同日(予定)(注3)
(9) 効力発生日 (本資本金等の額の減少)	本第三者割当増資に係る払込日と同日(予定)(注4)
(10) 効力発生日 (本剰余金の処分)	本第三者割当増資に係る払込日と同日(予定)(注4)

(注1) 上記「(2) 契約締結日」とは、本投資契約に係る締結日をいいます。

(注2) 本第三者割当増資に係る払込みは上記「(7) 払込期間(本第三者割当増資)」記載の払込期間において行われる予定です。

(注3) 本定款変更①がなされること及び本第三者割当増資が実行されることを条件に効力が発生いたします。

(注4) 本資本金等の額の減少及び本剰余金の処分は、本第三者割当増資に係る払込みが行われることを停止条件として、本第三者割当増資に係る払込日と同日に行うことを予定しております。

II. 本第三者割当増資

1. 募集の概要

(1) 払込期間	2024年6月28日から2025年2月9日(注)
(2) 発行新株式数	A種優先株式5,827,274株
(3) 発行価額	1株当たり60億円を5,827,274株で除した金額
(4) 調達資金の額	6,000,000,000円
(5) 募集又は割当方法 (割当予定先)	第三者割当の方法により、その全てを日産自動車に割り当てます。
(6) その他	<p>詳細は別紙1「A種優先株式発行要項」をご参照ください。</p> <p>上記各号については、本定時株主総会において本定款変更、本第三者割当増資(本第三者割当増資における割当予定先である日産自動車を特定引受人に準じて取り扱うことを理由とした会社法第206条の2第4項に基づく日産自動車との間の総数引受契約の締結に係る株主総会議案、会社法第199条第2項に基づく有利発行に係る株主総会議案、本第三者割当増資が大規模第三者割当に該当することを理由とした有価証券上場規程第432条に基づく大規模第三者割当に係る株主総会議案を含みます。)の各議案が適法に原案どおり承認されていることを条件とします。</p> <p>本第三者割当増資に係る払込みは、上記に加え、大要、①当社の表明保証が重要な点において真実かつ正確であること、②当社が本投資契約上の全ての義務を重要な点において履行又は遵守していること、③本定時株主総会において本定款変更①、本第三者割当増資、日産自動車指名取締役候補者2名及びりそな銀行指名取締役候補者1名の取締役の選任、本資本金等の額の減少(必要となる場合)の各議案が承認されること、④本第三者割当増資に関して海外競争法に基づく届出が行われ、排除措置命令等が行われていないこと、⑤本第三者割当増資を制限又は禁止する法令等又は司法・行政機関の判断等が存在しないこと、⑥2024年4月10日付再建計画(以下「本再建計画」といいます。)が全ての取引金融</p>

	<p>機関から承認され、有効に存続していること、⑦本再建計画に定められた返済スケジュールに従い、全ての取引金融機関との間でローン契約の変更契約及び債権者間協定書が締結され、有効となることが合理的に見込まれること、⑧取引金融機関及びりそな銀行が、それぞれ財務制限条項違反により生じる債務不履行事由を免除することが合理的に見込まれること、⑨当社及びりそな銀行との間で2024年5月9日付でデットデットスワップ（DDS）に関する劣後特約付準金銭消費貸借契約が締結され、実行が合理的に見込まれること、⑩日産自動車と当社の株主でありりそな銀行の間で、日産自動車又はりそな銀行が当社株式等を保有しなくなること、本再建計画の期間が終了したこと等の終了事由の発生により当該株主間契約が終了するまで、日産自動車が指名する取締役候補者の選任議案等についてりそな銀行が賛成すること及びりそな銀行が指名する取締役候補者の選任議案等について日産自動車が賛成することを内容とする2024年5月9日付株主間契約が締結され、有効に存続していること、また、当社の株主である長瀬産業株式会社が日産自動車に対し、日産自動車又は長瀬産業株式会社が当社株式等を保有しなくなること等の終了事由の発生により当該同意書の効力が終了するまで、日産自動車が指名する取締役候補者の選任議案等について賛成することを内容とする2024年5月9日付同意書を差し入れ、有効に存続していること、⑪当社の普通株式が株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）のスタンダード市場に上場されており、本第三者割当増資後においても引き続き上場が維持される見込みであり、当社普通株式の上場廃止につながる東京証券取引所上場規則の違反がないこと、⑫辞任する当社取締役から辞任届を取得していること、⑬各取引金融機関との間のローン契約に従い、各契約の相手方から又は相手方に対して、本取引に際して必要となる書面による事前通知を行っていること、⑭当社グループに重大な悪影響を生じさせる事象が発生していないこと等を条件としております。</p>
--	--

（注）本第三者割当増資に関しては、2024年6月28日から2025年2月9日までを会社法上の払込期間として設定しております。この期間を払込期間とした理由は、関連する競争当局の企業結合規制に基づき株式取得が可能となった後に払込みがなされることを予定しており、関連する競争当局の企業結合規制に基づく許認可等を勘案して払込期間を決定する必要があるところ、本日時点では当該許認可等が得られる時期が確定できないためであります。なお、当社は本投資契約において、本投資契約に規定する日産自動車の払込義務の前提条件の全部が充足又は放棄されることを条件として、2024年9月2日又は両当事者が相互に合意する日に払込みを行うこと、及び、自己の責めに帰すべき事由によらずに第三者割当増資に係る払込みが本投資契約の締結日から9か月以内（2025年2月9日）に実行されない場合、当社及び日産自動車は相手方に書面による通知をすることによって本投資契約を終了させることができることを合意しております。

2. 募集の目的及び理由

（1）本第三者割当増資の目的及び理由

上記「I. 本取引の目的等」の「1. 概要」をご参照ください。

（2）本第三者割当増資を選択した理由

上記「I. 本取引の目的等」の「1. 概要」をご参照ください。

（3）A種優先株式の概要

① 優先配当

A 種優先株式の優先配当率（A 種優先株式の払込金額に対する配当金額の割合）は年率 7.0%で設定されており、A 種優先株式の株主（以下「A 種優先株主」といいます。）は当社の普通株式を有する株主（以下「普通株主」といいます。）に優先して配当を受け取ることができます。ある事業年度において優先配当金が不足する場合、当該不足額は翌事業年度以降に累積します。A 種優先株式は参加型であり、A 種優先株主は、当該優先配当に加え、普通株主に配当を行うときは、A 種優先株式 1 株につき、それぞれ、普通株式 1 株あたりの剰余金の配当額と同額の剰余金の配当を受け取ることができます。

② 普通株式を対価とする取得請求権

A 種優先株式の発行要項上、A 種優先株主は、A 種優先株式の発行日以降いつでも、当社に対して、普通株式の交付と引換えに、その有する A 種優先株式の全部又は一部を取得することを請求できることとされており、当社は、日産自動車との間で、日産自動車は、原則として、A 種優先株式の発行日の 1 年後の応当日以降においてのみ、普通株式を対価とする取得請求権を行使することができるものとするを合意しております。但し、以下の制限解除事由が発生した場合は、A 種優先株式の発行日の 1 年後の応当日の到来前であっても、日産自動車は、普通株式を対価とする取得請求権を行使することができます。

- ・当社が本再建計画に従った当社グループの事業の運営を行わず、又は本再建計画を遂行しなかった場合
- ・当社が日産自動車の指名する取締役候補者の選任に必要な株主の承認を得られなかった場合
- ・当社が当社と金融機関との間で締結した変更後ローン契約又は当社ととりそな銀行との間で締結したデットデットスワップ（DDS）に関する契約の財務制限条項又は重要な誓約事項に違反した場合
- ・株主総会の特別決議の成立を妨げるに足りる数の当社株式を直接又は間接に保有する株主が出現した場合
- ・日産自動車の事前の承認を得ることなく、当社の取締役（本第三者割当増資に係る払込み直後の時点において選任される日産自動車が指名する取締役及びとりそな銀行が指名する取締役を除きます。）のうち 2 名が退任又は辞任した場合（任期满了による退任又は辞任を除きます。）
- ・本投資契約締結日における(i)当社の開発本部の従業員又は(ii)M 1 ランク以上の従業員の 10%超が退職又辞職した場合（定年退職、解雇その他正当な事由に基づく退職又は辞職を除きます。）
- ・本投資契約の解除事由が発生した場合

③ 金銭を対価とする取得請求権

A 種優先株主は、2028 年 4 月 1 日以降、当社に対して、金銭を対価としてその有する A 種優先株式の全部又は一部を取得することを請求できます。A 種優先株式の取得価額は、金銭取得対価請求日における(i)A 種優先株式 1 株当たりの払込金額相当額、(ii)A 種累積未払配当金相当額及び(iii)A 種日割未払優先配当金額の合計額に、金銭対価取得請求に係る A 種優先株式の数を乗じて算出されます。

④ 金銭を対価とする取得条項

当社は、A 種優先株式の発行日以降いつでも、当社の取締役会が別に定める日（以下「金銭対価償還日」といいます。）が到来することをもって、A 種優先株主に対して、金銭対価償還日の前日までに書面による通知を行った上で、法令の許容する範囲内において、金銭を対価として、A 種優先株式の全部又は一部を取得することができます。なお、A 種優先株式の償還金額は、(i)当該金銭対価償還に係る A 種優先株式の数に、(ii)①A 種優先株式 1 株当たりの払込金額相当額、②A 種累積未払配当金相当額及び③A 種日割未払優先配当金額の合計額を乗じて算出されます。なお、本投資契約上、当社は、日産自動車との間で、当社が金銭を対価とする取得条項を発動しようとする場合、日産自動車が、当該金銭を対価とする取得条項の発動に代えて、普通株式を対価とする取得請求権を行使するか否かを選択する権利を有することを合意しております。

⑤ 議決権及び譲渡制限等

A 種優先株式には、株主総会における議決権が付与されており、A 種優先株式の単元株式数は 100 株です。

また、A 種優先株式の発行要項においては、譲渡制限が付されておりませんが、本投資契約において、日産自動車は、2028 年 3 月 31 日まで A 種優先株式（A 種優先株式の取得請求権の行使により当社普通株

式を取得した場合には、当該普通株式)の譲渡が制限される旨が定められております。但し、本投資契約において、日産自動車は、上記譲渡制限期間中であっても、保有する当社株式の全てを日産自動車の連結子会社へ譲渡することが認められております。

⑥ その他

その他の A 種優先株式の詳細につきましては、別紙 1 「A 種優先株式発行要項」をご参照ください。

(4) 本投資契約の内容

① 取締役の指名等に関する合意内容

当社は日産自動車との間で、当社が取締役(監査等委員である取締役を含みます。)の定数を 15 名から 10 名以内に変更すること、日産自動車が、(i)日産自動車が完全希釈化ベースで 10%以上の議決権を保有する限り、当社の取締役候補者 2 名を指名する権利を、(ii)日産自動車が完全希釈化ベースで 5%以上の議決権を保有する限り、当社の取締役候補者 1 名を指名する権利を有することを合意しております。なお、当社には、日産自動車が指名する取締役候補者が株主総会において選任されるよう最大限努力する義務が課されております。上記(i)の場合において、日産自動車が指名する取締役候補者 2 名が当社取締役に選任されたとき、2 名のうち、1 名は当社の代表者取締役兼 CEO に、他の 1 名は、製造部門を担当する取締役となります。上記(ii)の場合において、日産自動車が指名する取締役候補者が当社取締役に選任されたとき、当該取締役は、製造部門又は当社及び日産自動車の間で合意する他の部門を担当する取締役となります。また、当社には、りそな銀行が指名する取締役候補者 1 名が株主総会において選任されるよう最大限努力する義務が課されており、りそな銀行が指名する取締役候補者 1 名が当社取締役に選任された場合、当該取締役は当社の CFO(取締役企画本部長)となります。なお、これらの取締役候補者の選任議案の承認は、本投資契約上、本第三者割当増資に係る払込みの前提条件とされております。

② モニタリング会議の設置

当社は日産自動車との間で、日産自動車が完全希釈化ベースで 5%以上の議決権を保有する限り、モニタリング会議を定期的開催し、再建計画の実施状況を監視・協議することを合意しております。

③ 事前承諾事由に関する合意内容

当社は日産自動車との間で、日産自動車が完全希釈化ベースで 5%以上の議決権を保有する限り、当社グループに関して、日産自動車による事前の承諾なく、以下の事項を行わないことを合意しております。

- (i) 定款又はその他重要な組織規程の改訂
- (ii) 株式等の発行
- (iii) 剰余金の配当又は自己株式の取得
- (iv) 負債等の負担、引受け、保証
- (v) 資産の売却若しくは処分又は担保権の設定(総額が 10 億円未満の資産を除きます。)
- (vi) 10 億円を超える設備投資又は資本支出の実施(本再建計画に記載の事項を除きます。)
- (vii) 吸収合併、新設合併、組織再編、清算、解散又は倒産手続の決定
- (viii) 負債等の期限前弁済又はローン契約等の契約条件の変更
- (ix) 当社の取締役を 9 名を超えて選任すること
- (x) 日産自動車による普通株式対価の取得請求権の行使に必要な相手方の承認又は同意を得ることなく、チェンジオブコントロール条項を含む重要な契約を締結すること

④ 日産自動車の新株引受権

当社は日産自動車との間で、日産自動車が完全希釈化ベースで 5%以上の議決権を保有する限り、当社が株式等を新たに発行する場合、日産自動車がかかる株式等について新株引受権を有することを合意しております。

⑤ 情報アクセス権

当社は日産自動車との間で、日産自動車が完全希釈化ベースで 5%以上の議決権を保有する限り、(i)日産自動車の少なくとも 7 日前の通知による合理的な要請に基づき、適用される法令等により認められ

る範囲かつ当社グループの営業時間内に、日産自動車に対し、日産自動車が当社グループの事業運営が本再建計画及び本契約の目的に従っていることを確認するために合理的に必要な範囲で、当社グループの施設、財務諸表情報、書類、記録、取締役、執行役員及び従業員への合理的なアクセス権を提供すること、並びに(ii)日産自動車に対し、法令遵守状況及び事業状況について定期的に報告を行うことを合意しております。また、日産自動車が普通株式対価の取得請求権を行使し、当社が日産自動車の連結又は持分法適用により子会社又は関連会社となる間は、当社は、日産自動車の財務報告義務に必要な範囲で財務諸表等を月次で提供することを合意しております。

3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

(1) 調達する資金の額

① 払込金額の総額	6,000,000,000 円
② 発行諸費用の概算額	—円 (※)
③ 差引手取概算額	6,000,000,000 円

※ 発行諸費用としては、フィナンシャル・アドバイザー（大和証券株式会社）に対するフィー、登録免許税、A種優先株式の価値算定費用、及びリーガル・アドバイザーに対するフィー等合計約 215 百万円を見込んでおりますが、自己資金により既に充当済み又は今後充当予定であるため、発行諸費用の概算額には含んでおりません。

(2) 調達する資金の具体的な使途

具体的な使途	金額 (百万円)	支出予定時期
① 生産設備の拡充・移転等の費用を含む拠点の最適化等の構造改革資金（北米）	1,800	2024 年 9 月～2025 年 3 月
	1,800	2025 年 4 月～2026 年 3 月
② 生産設備の拡充・移転等の費用を含む拠点の最適化等の構造改革資金（日本）	600	2024 年 9 月～2025 年 3 月
③ 生産設備の拡充・移転等の費用を含む拠点の最適化等の構造改革資金（欧州）	300	2024 年 9 月～2025 年 3 月
	1,500	2025 年 4 月～2026 年 3 月

※ 調達資金を実際に支出するまでは、銀行口座にて管理いたします。当社の子会社を通じて充当される場合における当社から当該子会社に対する資金拠出の方法は未定です。

上記のとおり資金を充当することを予定しておりますが、資金使途についての詳細は以下のとおりです。

当社グループは、上記「I. 本取引の目的等」の「1. 概要（1）本第三者割当増資の目的・理由」において記載のとおり、2021 年 3 月期以降、新型コロナウイルス感染症の感染拡大や半導体供給不足等の影響に伴う、主要販売先 OEM の減産や生産の不安定化を受け、売上が減少し固定費を回収することができず、3 期連続で営業損失を計上しております。2023 年 3 月期においては、国内・欧州での業績は改善するも、北米での原材料や人件費の高騰による業績悪化を受け営業損失 147 億 90 百万円を計上しております。その結果、当社グループの財政状態は悪化し、また信用力の低下による新規の資金調達も困難な状況となり、取引金融機関に対しても借入金元本の返済の一時停止を要請するまで足元の資金繰りは悪化しております。このような状況を早期に解消し、また、収益構造の改革と業績の回復を実現するためには、大規模な資本性の資金調達と、財務体質の抜本的な改善に向けた構造改革の実行による国内外での収益性改善及びキャッシュ・フローの安定化の実現が急務となっております。かかる構造改革の主な内容としては、不採算拠点の再編を含む拠点の最適化による固定費の抜本的な削減を想定しております。拠点の最適化については、複数年にまたがって段階的に実施することで、生産インフラを縮小することなく生産設備を移設することが可能になると考えております。これにより商圏の逸失や売上の減少を抑制しながら、拠点の最適化を実施し固定費の削減を実現する方針です。生産能力を維持しながら拠点の最適化を実施するには、集約拠点側における受け入れのための規模拡充費用、生産設備移転時の移設費用、雇用関連費用及び受注済み製品の他社又は集約拠点への引継ぎに伴い生じる補償金等の支出が見込まれます。

各地域における構造改革の具体的な内容、上記の差引手取概算額 6,000,000,000 円の充当の内訳は以下のとおりです。

① 生産設備の拡充・移転等の費用を含む拠点の最適化等の構造改革資金（北米）

北米においては、見込まれる販売先 OEM の台数減少及び販売価格の低減に伴う売上減少に対し、上記の通り抜本的な拠点の最適化による固定費の削減を進めてまいります。また、拠点の最適化による固定費の削減と並行して販売先 OEM 交渉、現場管理メンバーの補強を行うことで、販価の増加や管理費の減少等による収益力の改善を図ってまいります。かかる拠点の最適化及び収益力改善を実現するために必要な資金として、本第三者割当増資の手取金のうち約 3,600 百万円を充当することを計画しております。資金計画の全体像としましては 2025 年 3 月期から 2028 年 3 月期にかけ総額 4,500 百万円の支出を予定しております。差額の 900 百万円は自己資金にて対応予定であります。

② 生産設備の拡充・移転等の費用を含む拠点の最適化等の構造改革資金（日本）

日本においては、上記の通り減収に合わせた拠点の最適化を図ると同時に、赤字体質の事業からの撤退、効率性を重視したラインの集約・移管により収益力の改善を図ります。これらの構造改革資金として本第三者割当増資の手取金のうち約 600 百万円を充当することを計画しております。

③ 生産設備の拡充・移転等の費用を含む拠点の最適化等の構造改革資金（欧州）

欧州においては、上記の通り事業、拠点の抜本的な見直し、事業運営方針の見極めを実施し、撤退を含む構造改革を進めてまいります。かかる構造改革に必要な資金として、本第三者割当増資の手取金のうち約 1,800 百万円を充当することを計画しております。なお、欧州事業の構造改革費用は全体で 2,200 百万円を見込んでおり、差額については自己資金での対応を予定しております。

現段階で見込まれる直接的な収益の改善効果は 2025 年 3 月期以降段階的に現れ、2025 年 3 月期から 2028 年 3 月期の 4 年間の累計で 49.5 億円（概算値）であり、その後も当面は年間 18 億円（概算値）の投資効果（固定費削減効果）は継続する見込みです。このようなことから本投資は、構造改革を進展させ、当社の中長期的な企業価値最大化に寄与するものと考えております。

4. 資金使途の合理性に関する考え方

本第三者割当増資により調達する資金については、構造改革資金（北米）、構造改革資金（日本）及び構造改革資金（欧州）に充当し（内訳については、上記「3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期（2） 調達する資金の具体的な使途」をご参照ください。）、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在している状況を早期に解消し、また、収益構造の改革と業績を回復すべく、財務体質の抜本的な改善に向けた構造改革の実行による国内外での収益性改善及びキャッシュ・フローの安定化を実現してまいります。

以上のとおり、当社は、本第三者割当増資の実行が、当社の中長期的な企業価値最大化に寄与するものと考えており、上記の資金使途は合理性があるものと判断しております。

5. 発行条件等の合理性

（1）払込金額の算定根拠及びその具体的内容

当社は、A 種優先株式の発行条件の決定にあたって、公正性を期すため、当社及び日産自動車から独立した第三者算定機関であるブルータスに対して A 種優先株式の価値算定を依頼し、A 種優先株式の評価報告書（以下「A 種優先株式評価報告書」といいます。）を取得しております。

第三者算定機関であるブルータスは、A 種優先株式の株式価値の算定手法を検討した結果、一般的な価値算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによる評価手法を採用し、一定の前提（A 種優先株式の当初取得価額、割当予定先が普通株式を対価とする取得請求権又は割当予定先が金銭を対価とする取得請求権を行使するまでの期間、普通株式の株価、株価変動性（ボラティリティ）、配当利回り、無リスク利子率、割引率等）の下、A 種優先株式の公正価値の算定をしております。A 種優先株式評価報告書において 2024 年 5 月 8 日の東証終値を基準として算定された A 種優先株式の価値は、1 株あたり 1,000 円～1,195 円とされております。

また、A種優先株式の上記優先配当率については、①過去3年間の他の上場会社における優先株式の発行事例（当社調べ）でも見られる水準であること、②日産自動車以外の複数のスポンサー候補とも接触し、当社グループに対する支援の可能性について協議したが、日産自動車のほかに、弁済順位が高い借入金の軽減を前提としないスポンサー候補はいないこと、③各取引金融機関からの当社グループに対する支援継続のためには、スポンサーからの早期の資本性資金の調達が必要であるが、仮に各取引金融機関からの今後の支援継続が見通せない場合には、当社グループの安定的な事業運営を継続することが極めて困難になること、④A種優先株式の価値（1株当たり約1,030円）が、プルータスが算定した上記優先配当率を含む発行条件を織り込んだ株式価値のレンジに含まれており、会社法上、A種優先株式の払込金額が日産自動車に特に有利な金額に該当しないと考えられることから、上記の優先配当率には合理性が認められると判断しております。

当社は、当社及び日産自動車から独立した第三者算定機関であるプルータスによるA種優先株式評価報告書における上記算定結果を踏まえ、当社の置かれた足元の厳しい状況も考慮した上で、割当予定先である日産自動車との間で慎重に交渉・協議を重ねてA種優先株式の条件を決定しており、当社としては、A種優先株式の発行条件は合理的であると判断しております。

もっとも、A種優先株式には客観的な市場価格がなく、また優先株式の評価は非常に高度かつ複雑であり、その評価については様々な見解があり得ることから、会社法上、A種優先株式の払込金額が日産自動車に特に有利な金額であると判断される可能性は否定できないため、株主の皆様の意思を確認することが適切であると考え、念のため、本定時株主総会での会社法第199条第2項に基づく有利発行に係る株主総会の特別決議による承認を得ることを条件としてA種優先株式を発行することといたしました。

（2）発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本第三者割当増資により割り当てられるA種優先株式については、普通株式と同等の議決権が付与されているため、A種優先株式が発行された段階で既存株主の皆様に対し希薄化の影響が生じます。また、A種優先株式には当初取得価額51.48円をもって当社普通株式を対価とする取得請求権が付与されており、同請求権の行使により、既存株主の皆様に対し更なる希薄化の影響が生じる可能性があります。

本第三者割当増資により日産自動車に対してA種優先株式が割り当てられた場合、A種優先株式の発行株式に係る議決権の数（58,272個）につき、2024年3月31日現在の当社発行済株式総数に係る議決権の数（388,333個）を分母とする希薄化率は15.01%に相当します。また、A種優先株式の累積未払配当金相当額及び日割未払優先配当金額がいずれも存在しない前提でA種優先株式全てについて当初取得価額51.48円をもって当社普通株式に転換された場合に交付される当社普通株式に係る議決権の数（1,165,501個）につき2024年3月31日現在の当社発行済株式総数に係る議決権の数（388,333個）を分母とする希薄化率は300.13%に相当します。また、将来、A種累積未払配当金相当額及びA種日割未払優先配当金額が増加した場合には、希薄化率はさらに大きくなる可能性があります。

このように、本第三者割当増資により大規模な希薄化が生じることが見込まれます。他方、上記「I. 本取引の目的等」の「1. 概要（1）本第三者割当増資の目的・理由」に記載のとおり、①当社の業績は2024年3月期第1四半期において連結営業利益が黒字化し、また、2024年3月期通期においても連結営業利益10億円の黒字を見込んでいるが、当該業績の回復は、一部の地域にとどまり、北米や欧州では引続き、赤字の状態が継続していることに加え、2024年3月期通期の連結営業利益の黒字化についても、現時点において取引金融機関及び取引先等からの多大な支援によるところが大きいと言わざるを得ず、継続的な黒字化を達成するためには抜本的な収益構造の見直し（特に固定費の削減）を伴う構造改革の断行が必須であり、そのためには、今回の調達額である60億円が不可欠となっていること、②本第三者割当増資は、他の資金調達方法との比較においても、財務体質の改善及び必要金額の調達の確実性が最も高く、かつ、早期の資金調達という目的に寄与するものであることから、当社グループにとって最も適切な資金調達手法と考えられること、③当社は、事業会社28社及びファンド21社に対してスポンサー支援の打診を行ったものの、借入金的大幅な軽減なく、これに応じる事業会社及びファンドはなかったこと、④日産自動車は、当社グループが希望する時間軸での資本性資金の提供及びその実現可能性、スポンサーとして参画した後に当社グループが再生を果たすための当社の経営・事業に関する考え方、事業構造改革を通じた中長期的な事業継続及び今後の企業価値の向上に向けた施策の内容・実現可能性等、当社グループをとりまく状況を踏まえたスポンサー選定において重要と考えられ

る考慮要素を充足していること、⑤日産自動車が、当社の事業の抜本的な改革及び事業の再成長に向けた当社にとって唯一スポンサー支援に応じたスポンサーであり、日産自動車が当社グループ及び当社グループの取引金融機関にとって、借入金の削減なく 60 億円を出資することをはじめとし、具体的かつ実行可能と考えられる条件を提示していること、⑥日産自動車以外に、取引金融機関からの金融支援を期待できる支援策の提案はなく、さらなるスポンサー候補による支援の検討継続は、当社のキャッシュ・フローの状況等に鑑みてもリスクを伴うこと、⑦A 種優先株式に付された当社普通株式を対価とする取得請求権に係る当初取得価額が 51.48 円であることについても、当社グループの置かれた厳しい財務状況及びスポンサー支援に応諾する事業会社及びファンダがいなかったこと、並びに日産自動車との協議及び交渉の結果決定されたものであり、当社及び日産自動車から独立した第三者算定機関であるプルータスから当社宛に提出された A 種優先株式評価報告書で示された算定結果を踏まえると、当該発行条件は合理的であると判断できること、⑧当社の監査等委員会から本第三者割当増資によって生じる大規模な希薄化を考慮してもなお、本第三者割当増資を実行することの必要性及び相当性が認められる旨の意見を取得したこと、⑨本第三者割当増資は本定時株主総会の特別決議による承認を得ることを条件の一つにしており、その他法令上必要な手続が行われていることといった事情を踏まえれば、当社グループの現在の財務状態とキャッシュ・フローの状況を含めた今後の見通しも考慮すると、当社グループが日産自動車と本投資契約を締結し、日産自動車による本第三者割当増資を内容とする日産自動車によるスポンサー支援を受けることは、現在の当社グループにとってとりうる唯一の選択肢であると考えられることから、本第三者割当増資によって生じる大規模な希薄化を考慮してもなお、本第三者割当増資を実行することには合理性が認められると判断しました。

なお、当社の取締役（監査等委員である取締役を含みます。）のうち、山道昇一氏、児玉幸信氏及び伊豆野学氏は日産自動車出身者であります。山道昇一氏については約11年前に日産自動車から転籍していること、児玉幸信氏については約10年前に日産自動車から転籍していること、伊豆野学氏については約6年前に日産自動車グループから（約17年前に日産自動車から）転籍していることから、いずれの取締役も日産自動車から指示や影響を受ける立場にないこと、また、本第三者割当増資に関して、日産自動車側で一切の関与をしておらず、またそれができる立場にもないことから、本第三者割当増資における当社取締役会の意思決定に関して利益相反のおそれはないものと判断しております。また、当社取締役のうち、糟谷充彦氏及び横山和彦氏は、りそな銀行の出身者であります。糟谷充彦氏については約2年前にりそな銀行グループから（約5年前にりそな銀行から）転籍していること、横山和彦氏については約12年前にりそな銀行から転籍していることから、いずれの取締役もりそな銀行から指示や影響を受ける立場にないこと、また、りそな銀行は、本第三者割当増資による出資の条件とされているデットデットスワップ（DDS）を実施いたしますが、本第三者割当増資により当社に対して出資するものではない上、同氏らはデットデットスワップ（DDS）や本第三者割当増資に関して、りそな銀行側で一切の関与をしておらず、またそれができる立場にもないことから、本第三者割当増資における当社取締役会の意思決定に関して利益相反のおそれはないものと判断しております。

6. 割当予定先の選定理由等

(1) 割当予定先の概要

(2023年9月30日現在。特記しているものを除きます。)

(1) 名 称	日産自動車株式会社
(2) 所 在 地	神奈川県横浜市神奈川区宝町2番地
(3) 代表者の役職・氏名	代表執行役社長兼最高経営責任者 内田 誠
(4) 事 業 内 容	自動車の製造、販売及び関連事業
(5) 資 本 金	605,813 百万円
(6) 設 立 年 月 日	1933年12月26日
(7) 発 行 済 株 式 数	4,009,715,112 株(2023年12月31日現在)
(8) 決 算 期	3月31日
(9) 従 業 員 数	131,719 人(連結)(2023年3月31日現在)
(10) 主 要 取 引 先	北米日産会社(2023年3月31日現在)
(11) 主 要 取 引 銀 行	株式会社みずほ銀行、株式会社三菱UFJ銀行、株式会社三井住友銀行

(12) 大株主及び持株比率	ルノー エスエイ (注2) (常任代理人 株式会社みずほ銀行 決済営業部)	43.6%	
	日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	8.5%	
	ジェーピー モルガン チェース バンク 380856 (常任代理人 株式会社みずほ銀行 決済営業部) (注3)	3.0%	
	株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	2.4%	
	ステート ストリート バンク ウェスト クライアント トリーティー 505234 (常任代理人 株式会社みずほ銀行 決済営業部)	1.0%	
	日本生命保険相互会社 (常任代理人 日本マスタートラスト信託銀行株式会社)	0.9%	
	ジツク プライベート リミテツドシー (常任代理人 株式会社三菱UFJ銀行)	0.8%	
	SSBTC CLIENT OMNIBUS ACCOUNT (常任代理人 香港上海銀行東京支店 カストディ業務部)	0.8%	
	GOVERNMENT OF NORWAY (常任代理人 シティバンク、エヌ・エイ東京支店)	0.8%	
	モックスレイ・アンド・カンパニー・エルエルシー (常任代理人 株式会社みずほ銀行 決済営業部)	0.7%	
(13) 当事会社間の関係 (本日現在)			
資本関係	該当事項はありません		
人的関係	当社の取締役のうち3名は割当予定先の出身者ではありますが、割当予定先から派遣された取締役ではございません。		
取引関係	当事会社との間で、自動車関連部品の仕入れ等の取引があります		
関連当事者への該当状況	該当事項はありません		
(14) 最近3年間の経営成績及び財政状態			
決算期	2021年3月期	2022年3月期	2023年3月期
連結純資産	4,339,826	5,029,584	5,615,140
連結総資産	16,452,068	16,371,481	17,598,581
1株当たり純資産(円)	1,007.80	1,170.17	1,310.74
連結売上高	7,862,572	8,424,585	10,596,695
連結営業利益又は連結営業損失 (△)	△150,651	247,307	377,109
経常利益又は経常損失 (△)	△221,230	306,117	515,443
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失 (△)	△448,697	215,533	221,900
1株当たり連結当期純利益又は1株当たり連結当期純損失 (△) (円)	△114.67	55.07	56.67
1株当たり配当金(円)	—	5	10

(単位：百万円。特記しているものを除きます。)

(注1) 割当予定先である日産自動車は、東京証券取引所プライム市場に上場しており、当社は、同社が同取引所に提出した2023年11月13日付コーポレート・ガバナンス報告書に記載している反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況を、同取引所のホームページにて確認することによ

り、日産自動車及びその役員が反社会的勢力とは一切関係がないと判断しております。

(注2) なお、ルノー エスエイが保有する株式のうち、1,198,730 千株は、2023 年 11 月 8 日に、ナティクシス エスエイが受託者として信託契約に基づき委託者兼受益者たるルノー エスエイのために管理する、フランスの信託に移管されております。

(注3) 株主名簿上は、ジェーピー モルガン チェース バンク 380856 名義となっておりますが、このうちダイムスペイン S.L.が 100,505 千株、ダイムスペイン DAG, S.L.が 25,808 千株をそれぞれ実質的に所有しており、その合計は 126,313 千株です。なお、ザ チェース マンハッタン バンク エヌエイ ロンドン スペシャル アカウント ナンバーワン名義でダイムスペイン DT, S.L.が 13,829 千株を実質的に所有しており、これを加えた合計は、140,142 千株です。

(2) 割当予定先を選定した理由

上記「I. 本取引の目的等」の「1. 概要」をご参照ください。

(3) 割当予定先の保有方針

当社は、日産自動車から、原則として、A 種優先株式を中長期的に保有する方針である旨の説明を口頭により受けております。また、A 種優先株式の発行要項においては、譲渡制限が付されておきませんが、本投資契約において、日産自動車は、2028 年 3 月 31 日まで A 種優先株式（A 種優先株式の取得請求権の行使により当社普通株式を取得した場合には、当該普通株式）の譲渡が制限される旨が定められております。但し、本投資契約において、日産自動車は、上記譲渡制限期間中であっても、保有する当社株式の全てを日産自動車の連結子会社へ譲渡することが認められております。

また、当社は割当予定先が払込日から 2 年間に於いて、割当株式である A 種優先株式の全部又は一部を譲渡した場合には、譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法等の内容を直ちに書面にて当社へ報告すること、当社が当該報告内容を東京証券取引所に報告すること、並びに当該報告内容が公衆縦覧に供されることに同意することにつき、割当予定先から払込日までに確約書を得る予定です。

(4) 割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

当社は、日産自動車が 2024 年 2 月 13 日に関東財務局長に提出した第 125 期第 3 四半期（2023 年 10 月 1 日から 2023 年 12 月 31 日まで）に係る四半期報告書に記載の連結の売上高、総資産額及び純資産額等の状況の記載を確認するなどして、日産自動車が払込日までに割当予定株式を引き受けるのに十分な資金を確保できるものと判断しております。

7. 募集後の大株主及び持株比率

(1) 普通株式

募集前（2024 年 3 月 31 日現在）		募 集 後	
長瀬産業株式会社	13.92%	長瀬産業株式会社	12.10%
株式会社りそな銀行	4.70%	株式会社りそな銀行	4.09%
河西工業取引先持株会	3.52%	河西工業取引先持株会	3.06%
株式会社横浜銀行 (常任代理人 株式会社日本カスト ディ銀行)	3.29%	株式会社横浜銀行 (常任代理人 株式会社日本カス トディ銀行)	2.86%
日本マスタートラスト信託銀行株式 会社 (信託口)	2.72%	日本マスタートラスト信託銀行 株式会社 (信託口)	2.37%
SIX SIS LTD. (常任代理人 株式会社三菱 UFJ 銀 行)	2.44%	SIX SIS LTD. (常任代理人 株式会社三菱 UFJ 銀行)	2.12%
株式会社みずほ銀行	2.37%	株式会社みずほ銀行	2.06%

(常任代理人 株式会社日本カスト ディ銀行)		(常任代理人 株式会社日本カス トディ銀行)	
損害保険ジャパン株式会社	2.24%	損害保険ジャパン株式会社	1.95%
三菱 UFJ 信託銀行株式会社 (常任代理人日本マスタートラスト 信託銀行株式会社)	1.80%	三菱 UFJ 信託銀行株式会社 (常任代理人日本マスタートラ スト信託銀行株式会社)	1.57%
東京短資株式会社	1.49%	東京短資株式会社	1.30%

(注1) 募集前の大株主及び持株比率は、2024年3月31日現在の所有株式数を基準とし、2024年3月31日現在の当社発行済株式総数から自己株式数及び単元未満株数を除いた38,833,300株に対する比率を、小数点以下第三位を四捨五入して記載しております。

(注2) 募集後の持株比率は、募集後の所有株式数を、2024年3月31日現在の当社発行済株式総数から自己株式数及び単元未満株数を除いた38,833,300株に、本第三者割当増資により新たに発行されるA種優先株式数5,827,274株を加えた数44,660,574株で除して算出した数値を、小数点以下第三位を四捨五入して記載しております。

(注3) 本第三者割当増資により発行されるA種優先株式の全部について、当初取得価額にて普通株式を対価とする取得請求権が行使されたと仮定した場合(累積配当がない場合)の募集後の大株主及び持株比率は下記のとおりとなります。

日産自動車株式会社	75.01%
長瀬産業株式会社	3.48%
株式会社りそな銀行	1.17%
河西工業取引先持株会	0.88%
株式会社横浜銀行 (常任代理人 株式会社日本カストディ銀行)	0.82%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	0.68%
SIX SIS LTD. (常任代理人 株式会社三菱UFJ銀行)	0.61%
株式会社みずほ銀行 (常任代理人 株式会社日本カストディ銀行)	0.59%
損害保険ジャパン株式会社	0.56%
三菱UFJ信託銀行株式会社 (常任代理人 日本マスタートラスト信託銀行株式会社)	0.45%

(2) A種優先株式

募集前	募集後	
該当なし	日産自動車株式会社	100.00%

8. 今後の見通し

現時点では、本第三者割当増資による当社の業績への具体的な影響額については未定です。今後公表すべき事項が生じた場合は速やかにお知らせいたします。

なお、上記「3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期」に記載のとおり、北米、日本及び欧州における構造改革は、いずれも固定費削減を目的とした取り組みであり、現段階で見込まれる直接的な収益の改善効果は、2025年3月期から2028年3月期の4年間の累計で49.5億円(概算値)であり、その後も当面は年間18億円(概算値)の投資効果(固定費削減効果)は継続する見込みです。

9. 企業行動規範上の手続きに関する事項

本第三者割当増資により日産自動車に対して A 種優先株式が割り当てられた場合、A 種優先株式の発行株式数に係る議決権の数 (58,272 個) につき、2024 年 3 月 31 日現在の当社発行済株式総数に係る議決権の数 (388,333 個) を分母とする希薄化率は 15.01%に相当します。また、A 種優先株式の累積未払配当金相当額及び日割未払優先配当金額がいずれも存在しない前提で A 種優先株式全てについて当初取得価額 51.48 円をもって当社普通株式に転換された場合に交付される当社普通株式に係る議決権の数 (1,165,501 個) につき、2024 年 3 月 31 日現在の当社発行済株式総数に係る議決権の数 (388,333 個) を分母とする希薄化率は 300.13%に相当します。

また、本第三者割当増資により割り当てられる A 種優先株式については、普通株式と同等の議決権が付与されているところ、本第三者割当増資により日産自動車に対して A 種優先株式が割り当てられた場合、日産自動車が有することになる議決権数は、58,272 個であり、その場合の当社の総議決権数 (2024 年 3 月 31 日現在の当社の発行済普通株式に係る議決権の数 (388,333 個) に当該議決権数を加えた数である 446,605 個) に対する割合は 13.05%となりますが、A 種優先株式には当初取得価額 51.48 円をもって当社普通株式を対価とする取得請求権が付与されており、A 種優先株式の累積未払配当金相当額及び日割未払優先配当金額がいずれも存在しない前提で A 種優先株式の全てが当社普通株式に転換された場合に交付される当社普通株式に係る議決権数は、1,165,501 個であり、その場合の当社の総議決権数 (2024 年 3 月 31 日現在の当社の発行済普通株式に係る議決権の数 388,333 個に当該議決権数を加えた数である 1,553,834 個) に対する割合は 75.01%となります。

このように本第三者割当増資に伴う希薄化率は 25%以上になり、また、A 種優先株式が当社普通株式に転換された場合には支配株主の異動が生じる可能性があることから、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第 432 条に定める独立第三者からの意見入手又は株主の意思確認手続が必要となります。そこで、当社は、本定時株主総会において、特別決議をもって本第三者割当増資について株主の皆様の意思確認手続を行う予定です。

10. 最近 3 年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近 3 年間の業績 (連結)

	2021 年 3 月期	2022 年 3 月期	2023 年 3 月期
連結売上高	152,824 百万円	147,474 百万円	175,469 百万円
連結営業利益又は連結営業損失 (△)	△12,969 百万円	△12,185 百万円	△14,790 百万円
連結経常利益又は連結経常損失 (△)	△11,191 百万円	△10,356 百万円	△14,107 百万円
親会社株主に帰属する 当期純利益又は親会社株主に帰 属する当期純損失 (△)	△17,082 百万円	△19,032 百万円	△13,659 百万円
1 株当たり当期純利益又は 1 株 当たり当期純損失 (△)	△441.48 円	△491.87 円	△353.02 円
1 株当たり配当金	—	—	—
1 株当たり連結純資産	999.07 円	577.21 円	296.83 円

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況 (2024 年 3 月 31 日現在)

	株式数	発行済株式数に対する比率
発行済株式数	39,511,728 株	100%
現時点の転換価額 (行使価額) に おける潜在株式数	—	—
下限値の転換価額 (行使価額) に おける潜在株式数	—	—

上限値の転換価額（行使価額）における潜在株式数	—	—
-------------------------	---	---

(3) 最近の株価の状況

① 最近3年間の状況

	2022年3月期	2023年3月期	2024年3月期
始 値	459 円	276 円	207 円
高 値	479 円	295 円	374 円
安 値	250 円	125 円	145 円
終 値	279 円	206 円	250 円

② 最近6か月間の状況

	12月	1月	2月	3月	4月	5月
始 値	222 円	193 円	178 円	246 円	255 円	236 円
高 値	230 円	203 円	312 円	253 円	276 円	319 円
安 値	183 円	173 円	175 円	222 円	224 円	231 円
終 値	193 円	181 円	244 円	250 円	236 円	263 円

(注) 5月の株価は2024年5月8日現在で表示しております。

③ 発行決議日前営業日における株価

	2024年5月8日
始 値	238 円
高 値	319 円
安 値	236 円
終 値	263 円

(4) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

該当事項はありません。

11. 発行要項

別紙1「A種優先株式発行要項」をご参照ください。

III. 本定款変更

1. 本定款変更の目的

(1) 本定款変更①

A種優先株式の発行を可能とするために、新たな種類の株式としてA種優先株式を追加しA種優先株式に関する規定の新設、発行可能株式総数及び発行可能種類株式総数の変更等を行うものです。

なお、本定款変更①については、本定時株主総会において、本第三者割当増資に係る議案の承認が得られることを条件とします。

(2) 本定款変更②

将来の、A種優先株式に付与された当社普通株式を対価とする取得請求権の行使による当社普通株式の発行に備えて、本定款変更①がなされること及び本第三者割当増資に係る払込みを条件として、本定款変更①後の定款の発行可能株式総数及び発行可能種類株式総数の変更、また、本第三者割当増資に係る払込みを条件として、取締役（監査等委員である者を除きます。）の員数の上限を10名から6名以内に、監査等委員である取締役の員数の上限を5名から4名以内に減少する旨の変更等を行うものです。

なお、会社法第113条第3項第1号によれば、当社のような公開会社が定款を変更して発行可能株式総数を

増加する場合、当該定款の変更後の発行可能株式総数は、当該定款の変更が効力を生じた時における発行済株式の総数の4倍を超えることができないとされているところ、2024年3月31日現在の当社の発行済株式総数(39,511,728株)を前提とすると、A種優先株式の累積未払配当金相当額及び日割未払優先配当金額がいずれも存在しない前提で当初取得価額をもって当社普通株式に転換された場合に交付される当社普通株式(116,550,116株)は2024年3月31日現在の当社の発行済株式総数の4倍(158,046,912株)の範囲内ではありますが、A種優先株式の優先配当金が累積した場合は、A種優先株式に付与された普通株式を対価とする取得請求権の行使に伴い交付される当社普通株式数は2024年3月31日現在の当社の発行済株式総数の4倍(158,046,912株)を超える可能性があります。そのため、A種優先株式の優先配当金が累積した場合におけるA種優先株式に付与された当社普通株式を対価とする取得請求権の行使による当社普通株式の発行に備えて、発行可能株式総数を増加するための定款変更を二度に分けて実施いたします。

2. 本定款変更の内容

本定款変更①の内容は別紙2-1「定款変更案(1)」を、本定款変更②の内容は別紙2-2「定款変更案(2)」を、それぞれご参照ください。

3. 本定款変更の日程

上記「I. 本取引の目的等」の「2. 本取引の日程」をご参照ください。

IV. 本資本金等の額の減少及び本剰余金の処分

1. 本資本金等の額の減少及び本剰余金の処分の目的

今後の機動的かつ柔軟な資本政策に備えるため、本第三者割当増資と同時に本資本金等の額の減少を行い、資本金及び資本準備金をその他資本剰余金へ振り替えることといたしました。なお、本資本金等の額の減少については、本第三者割当増資に係る払込みが行われることを停止条件とします。

また、当社は、会社法第452条の規定に基づき剰余金の処分をして、本資本金等の額の減少により増加したその他資本剰余金により繰越利益剰余金の欠損の一部を填補することといたしました。なお、本剰余金の処分については、本資本金等の額の減少の効力が生じることを条件とします。

2. 本資本金等の額の減少の要領

(1) 減少すべき資本金の額

30億円(但し、本第三者割当増資により増額する資本金の額がこれを下回る場合は、当該金額)

(なお、本第三者割当増資と同時に、これにより増額する限度で行うものであるため、効力発生日後の資本金の額は当該効力発生日前の資本金の額を下回ることはありません。)

(2) 減少すべき資本準備金の額

30億円(但し、本第三者割当増資により増額する資本準備金の額がこれを下回る場合は、当該金額)

(なお、本第三者割当増資と同時に、これにより増額する限度で行うものであるため、効力発生日後の資本準備金の額は当該効力発生日前の資本準備金の額を下回ることはありません。)

(3) 本資本金等の額の減少の方法

会社法第447条第1項及び第3項並びに第448条第1項及び第3項の規定に基づき本資本金等の額の減少を上記のとおり行った上で、それぞれの全額をその他資本剰余金にそれぞれ振り替えます。

3. 本剰余金の処分の要領

(1) 減少する剰余金の項目及び額

その他資本剰余金 60億円(但し、本資本金等の額の減少により増加するその他資本剰余金の額がこれを下回る場合はその金額)

(2) 増加する剰余金の項目及び額

繰越利益剰余金 60 億（但し、繰越利益剰余金に振り替える本資本金等の額の減少により増加する
 その他資本剰余金の額がこれを下回る場合はその金額）

4. 本資本金等の額の減少及び本剰余金の処分の日程

上記「I. 本取引の目的等」の「2. 本取引の日程」をご参照ください。

5. 今後の見通し

本資本金等の額の減少は、貸借対照表の純資産の部における資本金及び資本準備金をその他資本剰余金の勘定とする振替処理であり、また、本剰余金の処分は貸借対照表の純資産の部におけるその他資本剰余金を繰越利益剰余金とする振替処理であり、いずれも当社の純資産額に変動を生じるものではなく、当社の業績に与える影響はありません。

V. 主要株主である筆頭株主の異動

1. 異動が生じる経緯

本第三者割当増資が行われた場合、日産自動車は、当社の議決権の約 13%を保有することになるため、その結果、下記の通り、当社の主要株主である筆頭株主に異動が生じることが見込まれます。

2. 異動する株主の概要

(1) 新たに主要株主である筆頭株主に該当することとなる株主の概要

日産自動車の概要は、上記「II. 本第三者割当増資」の「6. 割当予定先の選定理由等 (1) 割当予定先の概要」をご参照ください。

(2) 主要株主である筆頭株主に該当しないこととなる予定の株主

名 称	長瀬産業株式会社
所 在 地	大阪市西区新町1丁目1-17
代 表 者 の 役 職 ・ 氏 名	代表取締役社長 上島 宏之
事 業 内 容	化学品、合成樹脂、電子材料、化粧品、健康食品等の輸出・輸入及び国内販売
資 本 金	9,699 百万円

3. 異動前後における当該株主の所有する議決権の数（所有株式数）及び総株主の議決権の数に対する割合

(1) 日産自動車

	属性	議決権の数（議決権所有割合）			大株主順位
		直接所有分	合算対象分	合 計	
異動前 (2024年3月 31日現在)	—	0個 (0%)	0個 (0%)	0個 (0%)	—
異動後	主要株主で ある筆頭株 主	58,272 個 (13.05%)	—	58,272 個 (13.05%)	第 1 位

(注) 1. 異動後の議決権所有割合は、2024年3月31日の総株主の議決権の数（388,333 個）に本第三者割当増資により新たに発行される A 種優先株式に係る議決権の数（58,272 個）を加えた数（446,605 個）を基準に算出しております。

2. 議決権所有割合は、小数点以下第三位を四捨五入しております。

(2) 長瀬産業株式会社

	属性	議決権の数（議決権所有割合）			大株主順位
		直接所有分	合算対象分	合計	
異動前 (2024年3月 31日現在)	主要株主で ある筆頭株 主	54,049 個 (13.92%)	—)	54,049 個 (13.92%)	第1位
異動後	主要株主	54,049 個 (12.10%)	—	54,049 個 (12.10%)	第2位

(注) 1. 異動前の議決権所有割合は、2024年3月31日現在の総株主の議決権の数（388,333 個。自己株式及び単元未満株を除きます。以下注2において同じです。）を基準に算出しております。

2. 異動後の議決権所有割合は、2024年3月31日の総株主の議決権の数（388,333 個）に本第三者割当増資により新たに発行される A 種優先株式に係る議決権の数（58,272 個）を加えた数（446,605 個）を基準に算出しております。

3. 議決権所有割合は、小数点以下第三位を四捨五入しております。

4. 異動予定日

本第三者割当増資による A 種優先株式の発行日（2024年6月28日から2025年2月9日までのいずれかの日）

5. 今後の見通し

上記「II. 本第三者割当増資」の「6. 割当予定先の選定理由等（3）割当予定先の保有方針」に記載のとおりです。

以 上

A 種優先株式発行要項

1. 株式の名称
河西工業株式会社 A 種優先株式（以下「A 種優先株式」という。）
2. 募集株式の数
5,827,274 株
3. 募集株式の払込金額
1 株につき、金 6,000,000,000 円を 5,827,274 で除した金額
4. 増加する資本金及び資本準備金
増加する資本金の額は、会社計算規則第 14 条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とする（計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げる）。また、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から上記の増加する資本金の額を減じた額とする。
5. 払込金額の総額
6,000,000,000 円
6. 払込期間
2024 年 6 月 28 日から 2025 年 2 月 9 日
7. 発行方法
第三者割当の方法により、全ての A 種優先株式を日産自動車株式会社に割り当てる。
8. 剰余金の配当
 - (1) A 種優先配当金
当社は、ある事業年度中に属する日を基準日として剰余金の配当をするときは、当該剰余金の配当の基準日（以下「配当基準日」という。）の最終の株主名簿に記載又は記録された A 種優先株式を有する株主（以下「A 種優先株主」という。）又は A 種優先株式の登録株式質権者（A 種優先株主と併せて、以下「A 種優先株主等」という。）に対し、下記 15.(1)に定める支払順位に従い、A 種優先株式 1 株につき、下記(2)に定める額の金銭による剰余金の配当（かかる配当により A 種優先株式 1 株当たりを支払われる金銭を、以下「A 種優先配当金」という。）を行う。なお、A 種優先配当金に、各 A 種優先株主等が権利を有する A 種優先株式の数に乗じた金額に 1 円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。
 - (2) A 種優先配当金の額
 - (a) A 種優先配当金の額は、金 6,000,000,000 円を 5,827,274 で除した金額（下記(c)及び(d)に従って調整された場合は、調整後の価額をいい、以下「払込金額相当額」という。）に、年率 7.0%を乗じて算出した額の金銭について、当該配当基準日の属する事業年度の初日（但し、当該配当基準日が 2025 年 3 月末日に終了する事業年度に属する場合は、A 種優先株式について払込みがなされた日）（同日を含む。）から当該配当基準日（同日を含む。）までの期間の実日数につき、1 年を 365 日（但し、当該事業年度に閏日を含む場合は 366 日）として日割計算を行うものとする（除算は最後に行い、円位未満小数第 5 位まで計算し、その小数第 5 位を四捨五入する。）。但し、当該配当基準日の属する事業年度中の、当該配当基準日より前の日を基準日として A 種優先株主等に対して剰余金の配当（下記(4)に定める A 種累積未払配当金相当額の配当を除く。また、下記(b)に従って A 種優先配当金の額を計算した場合においても、本(a)に従い計算される

A種優先配当金の額の剰余金の配当が行われたものとみなす。)が行われたときは、当該配当基準日に係るA種優先配当金の額は、その各配当における配当金の合計額を控除した金額とする。

- (b) 上記(a)にかかわらず、当該配当基準日の翌日(同日を含む。)から当該剰余金の配当が行われる時点までの間に当社がA種優先株式を取得した場合は、当該配当基準日を基準日として行う当該剰余金の配当において各A種優先株主等に対して支払われるA種優先配当金の額は、上記(a)に従って計算される額に、当該剰余金の配当が行われる時点の直前における当該A種優先株主等の所有又は登録に係るA種優先株式の数を当該配当基準日の終了時点における各A種優先株主等の所有又は登録に係るA種優先株式の数で除して得られる比率を乗じて得られる金額とする。
- (c) 当社がA種優先株式につきA種優先株主に割当てを受ける権利を与えて発行又は処分(株式無償割当てを含む。以下、本(c)において同じ。)を行う場合、以下の算式により払込金額相当額を調整する。なお、以下の算式における「A種優先株主への割当て前のA種優先株式の発行済株式数」、「A種優先株主への割当てにより発行されるA種優先株式の数」及び「A種優先株主への割当て後のA種優先株式の発行済株式数」は、当該発行又は処分の時点で当社が保有するA種優先株式の数を控除した数とし、当社が保有するA種優先株式を処分する場合には、以下の算式における「A種優先株主への割当てにより発行されるA種優先株式の数」は「処分する当社が保有するA種優先株式の数」と読み替える。また、調整の結果、1円未満の端数が生じた場合、当該端数は切り捨てる。

		調整前の 払込金額相 当額	×	A種優先株主へ の割当て前の A種優先株式の 発行済株式数	+	A種優先株主へ の割当てに際し て払い込まれる 1株当たりの払 込金額	×	A種優先株主へ の割当てにより 発行される A種優先株式の 数
調整後の 払込金額 相当額	=							
		A種優先株主への割当て後の A種優先株式の発行済株式数						

調整後の払込金額相当額は、A種優先株主への割当てを行う場合はA種優先株主への割当ての効力発生日(A種優先株主への割当てにかかる基準日を定めた場合は当該基準日の翌日)以降これを適用する。

その他A種優先株主への割当てに類する事由が発生した場合は、払込金額相当額は、取締役会決議により適切に調整される。

- (d) 当社がA種優先株式につき株式の分割又は併合を行う場合、以下の算式により払込金額相当額を調整する。なお、以下の算式における「株式の分割・併合前のA種優先株式の発行済株式数」は、当該分割又は併合前の時点で当社が保有するA種優先株式の数を控除した数とし、「株式の分割・併合後のA種優先株式の発行済株式数」は、当該分割又は併合後の時点で当社が保有するA種優先株式の数を控除した数とする。また、調整の結果、1円未満の端数が生じた場合、当該端数は切り捨てる。

$$\text{調整後の払込金額相当額} = \text{調整前の払込金額相当額} \times \frac{\text{株式の分割・併合前のA種優先株式の発行済株式数}}{\text{株式の分割・併合後のA種優先株式の発行済株式数}}$$

調整後の払込金額相当額は、株式の分割を行う場合は当該株式の分割のための基準日の翌日以

降、株式の併合を行う場合は当該株式の併合の効力発生日（当該株式の併合にかかる基準日を定めた場合は当該基準日の翌日）以降これを適用する。

その他株式の分割又は併合に類する事由が発生した場合は、払込金額相当額は、取締役会決議により適切に調整される。

(3) 参加条項

当社が A 種優先株主等に対して、A 種優先配当金及び A 種累積未払配当金相当額（下記(4)に定める。）を配当した後、普通株主等（下記 15.(1)に定める。）に対して剰余金の配当を行うときは、同時に、A 種優先株主等に対して、A 種優先株式 1 株につき、それぞれ、普通株式 1 株あたりの剰余金の配当額と同額の剰余金の配当を行う。

(4) 累積条項

ある事業年度に属する日を基準日として A 種優先株主等に対して行われた 1 株当たりの剰余金の配当（当該事業年度より前の各事業年度に係る A 種優先配当金につき本(4)に従い累積した A 種累積未払配当金相当額（以下に定義される。）の配当を除く。また、上記(2)(b)に従って A 種優先配当金の額を計算した場合においても、上記(2)(a)に従い計算される A 種優先配当金の額の剰余金の配当が行われたものとみなす。）の総額が、当該事業年度に係る A 種優先配当金の額（当該事業年度の末日を基準日とする剰余金の配当が行われると仮定した場合において、上記(2)(a)に従い計算される A 種優先配当金の額をいう。但し、かかる計算においては、上記(2)(a)但書の規定は適用されないものとして計算するものとする。）に達しないときは、その不足額は、当該事業年度の翌事業年度の初日（同日を含む。）以降、実際に支払われる日（同日を含む。）までの期間、年利 7.0%で 1 年毎の複利計算により累積する。なお、当該計算は、1 年を 365 日（但し、当該事業年度に閏日を含む場合は 366 日）とした日割計算により行うものとし、除算は最後に行い、円位未満小数第 5 位まで計算し、その小数第 5 位を四捨五入する。A 種優先株式 1 株当たりにつき本(4)に従い累積した金額（以下「A 種累積未払配当金相当額」という。）については、下記 15.(1)に定める支払順位に従い、A 種優先株主等に対して配当する。なお、複数の事業年度に係る A 種累積未払配当金相当額がある場合は、最も古い事業年度に係る当該 A 種累積未払配当金相当額から先に配当される。なお、かかる配当が行われる A 種累積未払配当金相当額に、各 A 種優先株主等が権利を有する A 種優先株式の数を乗じた金額に 1 円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。

9. 残余財産の分配

(1) 残余財産の分配

当社は、残余財産を分配するときは、A 種優先株主等に対し、下記 15.(2)に定める支払順位に従い、A 種優先株式 1 株につき、払込金額相当額に、A 種累積未払配当金相当額及び下記(3)に定める A 種日割未払優先配当金額を加えた額（以下「A 種残余財産分配額」という。）の金銭を支払う。但し、本(1)においては、残余財産の分配が行われる日（以下「分配日」という。）が配当基準日の翌日（同日を含む。）から当該配当基準日を基準日とした剰余金の配当が行われる時点までの間である場合は、当該配当基準日を基準日とする剰余金の配当は行われなものとみなして A 種累積未払配当金相当額を計算する。なお、A 種残余財産分配額に、各 A 種優先株主等が権利を有する A 種優先株式の数を乗じた金額に 1 円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。

(2) 参加条項

A 種優先株主等に対して A 種残余財産分配額の全額が分配された後、普通株主等（下記 15.(1)に定める。）に対して残余財産の分配をするときは、A 種優先株主等は、A 種優先株式 1 株当たり、普通株式 1 株当たりの残余財産の分配額と同額の残余財産の分配を受ける。

(3) 日割未払優先配当金額

A 種優先株式 1 株当たりの日割未払優先配当金額は、分配日の属する事業年度において、分配日を基準日として A 種優先配当金の支払がなされたと仮定した場合に、上記 8.(2)(a)に従い計算される A 種優先配当金相当額とする（以下、A 種優先株式 1 株当たりの日割未払優先配当金額を「A 種日割未払優先配当金額」という。）。

10. 議決権

- (1) A 種優先株主は、株主総会において議決権を有する。A 種優先株式の 1 単元の株式数は 100 株とする。
- (2) 当社は、単元株式数について定款の変更をするときは、普通株式及び A 種優先株式のそれぞれの単元株式数について同時に同一の割合で変更する。

11. 金銭を対価とする取得請求権

(1) 金銭対価取得請求権

A 種優先株主は、2028 年 4 月 1 日以降、当会社に対して、金銭を対価としてその有する A 種優先株式の全部又は一部を取得することを請求すること（以下「金銭対価取得請求」といい、金銭対価取得請求をした日を、以下「金銭対価取得請求日」という。）ができるものとし、当社は、金銭対価取得請求に係る A 種優先株式を取得するのと引換えに、法令の許容する範囲内において、金銭対価取得請求の効力発生日に、A 種優先株主に対して、次に定める取得価額の金銭を交付するものとする。但し、同一の効力発生日に複数の A 種優先株主から会社法第 461 条第 2 項所定の分配可能額を超えて取得請求があった場合、取得すべき A 種優先株式は各 A 種優先株主から取得請求された株式数に応じた按分比例の方法により決定する。

(2) A 種優先株式の取得と引換えに交付する金銭の額

A 種優先株式の取得価額は、金銭対価取得請求の効力発生日における(i)A 種優先株式 1 株当たりの払込金額相当額、(ii)A 種累積未払配当金相当額及び(iii)A 種日割未払優先配当金額の合計額に、金銭対価取得請求に係る A 種優先株式の数を乗じて得られる額をいう。なお、本 11.の計算において、A 種累積未払配当金相当額及び A 種日割未払優先配当金額の計算は上記 9.(1)及び 9.(3)に準じて行われるものとし、A 種累積未払配当金相当額及び A 種日割未払優先配当金額の計算における「残余財産の分配が行われる日」及び「分配日」を「金銭対価取得請求の効力発生日」と読み替えて、A 種累積未払配当金相当額及び A 種日割未払優先配当金額を計算する。また、金銭対価取得請求に係る A 種優先株式の取得と引換えに交付する金銭に 1 円に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(3) 金銭対価取得請求受付場所

株主名簿管理人事務取扱場所 東京都千代田区丸の内二丁目 7 番 1 号
三菱UFJ 信託銀行株式会社
証券代行営業第 7 部 受託サービス第 2 課

(4) 金銭対価取得請求の方法及び効力発生

金銭対価取得請求は、対象とする株式を特定した書面を当会社に交付することにより行うものとし、その効力は、金銭対価取得請求に要する書類が上記(3)に記載する金銭対価取得請求受付場所に到達した日から 10 営業日が経過した時点に発生する。

- (5) 前各号に定めるほか、当社が会社法第 156 条から第 165 条まで（株主との合意による取得）の定めに基づき自己株式の有償での取得を行う場合には、A 種優先株主は、普通株式に優先して A 種優先株式を取得の対象とすることを請求できるものとする。

12. 普通株式を対価とする取得請求権

(1) 普通株式対価取得請求権

A 種優先株主は、A 種優先株式の発行日以降いつでも、当会社に対して、下記(2)に定める数の普通株式（以下「請求対象普通株式（普通株式対価）」という。）の交付と引換えに、その有する A 種優先株式の全部又は一部を取得することを請求すること（以下「普通株式対価取得請求」という。）ができるものとし、当社は、当該普通株式対価取得請求に係る A 種優先株式を取得するのと引換えに、法令の許容する範囲内において、請求対象普通株式（普通株式対価）を、当該 A 種優先株主に対して交付するものとする。

(2) A 種優先株式の取得と引換えに交付する普通株式の数

A種優先株式の取得と引換えに交付する普通株式の数は、(i)A種優先株式1株当たりの払込金額相当額、(ii)A種累積未払配当金相当額及び(iii)A種日割未払優先配当金額の合計額に普通株式対価取得請求に係るA種優先株式の数を乗じて得られる額を、下記(3)及び(4)で定める取得価額で除して得られる数とする。なお、本(2)の計算において、A種累積未払配当金相当額及びA種日割未払優先配当金額の計算は上記9.(1)及び9.(3)に準じて行われるものとし、A種累積未払配当金相当額及びA種日割未払優先配当金額の計算における「残余財産の分配が行われる日」及び「分配日」を「普通株式対価取得請求の効力発生日」と読み替えて、A種累積未払配当金相当額及びA種日割未払優先配当金額を計算する。また、普通株式対価取得請求に係るA種優先株式の取得と引換えに交付する普通株式の合計数に1株に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとし、この場合においては、会社法第167条第3項に定める金銭の交付は行わない。

(3) 当初取得価額

取得価額は、当初51.48円とする。

(4) 取得価額の調整

(a) 以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞれ以下のとおり取得価額を調整する。

① 普通株式につき株式の分割をする場合、次の算式により取得価額を調整する。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{分割前発行済普通株式数}}{\text{分割後発行済普通株式数}}$$

調整後取得価額は、株式の分割に係る基準日の翌日以降これを適用する。

② 普通株式につき株式の併合をする場合、次の算式により、取得価額を調整する。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{併合前発行済普通株式数}}{\text{併合後発行済普通株式数}}$$

調整後取得価額は、株式の併合の効力が生ずる日以降これを適用する。

③ A種優先株式1株当たりの調整前の取得価額を下回る払込金額をもって普通株式を発行又は当社が保有する普通株式を処分する場合（株式無償割当ての場合を含み、普通株式の交付と引換えに取得される株式若しくは新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下、本(4)において同じ。）の取得による場合、普通株式を目的とする新株予約権の行使による場合、その他その保有者若しくは当社の要求又は一定の事由の発生により、普通株式が発行又は処分される権利の行使による場合、又は合併、株式交換、株式交付若しくは会社分割により普通株式を交付する場合を除く。）、次の算式（以下「取得価額調整式」という。）により取得価額を調整する。取得価額調整式における「1株当たり払込金額」は、金銭以外の財産を出資の目的とする場合には、当該財産の適正な評価額とする。調整後取得価額は、払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日）の翌日以降、また株主への割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日（以下「株主割当日」という。）の翌日以降、これを適用する。なお、当社が保有する普通株式を処分する場合には、次の算式における「新たに発行する普通株式の数」は「処分する当社が保有する普通株式の数」、「当社が保有する普通株式の数」は「処分前において当社が保有する普通株式の数」とそれぞれ読み替える。

		調整前 取得価 額	×	(発行済普通株式数 －当社が保有する 普通株式の数)	+	1株当たり 払込金額	×	新たに発行する 普通株式の数
調整後 取得価 額	=							

	(発行済普通株式数－当社が保有する普通株式の数) ＋新たに発行する普通株式の数
--	--

なお、取得価額調整式における「発行済普通株式数」とは、調整後取得価額を適用する日の前日時点における当社の普通株式の発行済株式数をいう。

- ④ 当社に取得をさせることにより又は当社に取得されることにより、A 種優先株式 1 株当たりの調整前の取得価額を下回る普通株式 1 株当たりの取得価額をもって普通株式の交付を受けることができる株式を発行又は処分する場合（株式無償割当ての場合を含む。）、かかる株式の払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日。以下、本④において同じ。）に、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日（株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下、本④において同じ。）に、また株主割当日がある場合はその日に、発行又は処分される株式の全てが当初の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1 株当たり払込金額」としてかかる価額を使用して計算される額を、調整後取得価額とする。調整後取得価額は、払込期日の翌日以降、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその日の翌日以降、これを適用する。
- ⑤ 行使することにより又は当社に取得されることにより、普通株式 1 株当たりの新株予約権の払込金額と新株予約権の行使に際して出資される財産（金銭以外の財産を出資の目的とする場合には、当該財産の適正な評価額とする。以下、本⑤において同じ。）の合計額が A 種優先株式 1 株当たりの調整前の取得価額を下回る価額をもって普通株式の交付を受けることができる新株予約権を発行する場合（新株予約権無償割当ての場合を含む。）、かかる新株予約権の割当日に、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日（新株予約権無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下、本⑤において同じ。）に、また株主割当日がある場合はその日に、発行される新株予約権全てが当初の条件で行使され又は取得されて普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1 株当たり払込金額」として普通株式 1 株当たりの新株予約権の払込金額と新株予約権の行使に際して出資される財産の普通株式 1 株当たりの価額の合計額を使用して計算される額を、調整後取得価額とする。調整後取得価額は、かかる新株予約権の割当日の翌日以降、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその翌日以降、これを適用する。
- ⑥ その他その所有者若しくは当社の請求に基づき又は一定の事由の発生を条件として A 種優先株式 1 株当たりの調整前の取得価額を下回る価額をもって普通株式の交付を受けることができる証券又は権利を発行する場合には、取得価額の調整を適切に行うものとする。
- (b) 上記(a)に掲げた事由によるほか、下記①乃至⑤のいずれかに該当する場合には、当社は A 種優先株主等に対して、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整後取得価額、適用の日及びその他必要な事項を通知した上、取得価額の調整を合理的な範囲で行うものとする。
- ① 時価を超える価額による自己株式等の取得、合併、株式交換、株式交換若しくは株式交付による他の株式会社の発行済株式の取得、株式移転、吸収分割若しくは吸収分割による他の会社とその事業に関して有する権利義務の全部若しくは一部の承継、又は新設分割のために取得価額の調整を必要とするとき。
- ② 取得価額を調整すべき事由が 2 つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の取得価額の算出に当たり使用すべき調整前の取得価額につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- ③ 当社に取得をさせることにより若しくは当社に取得されることにより A 種優先株式 1 株当たりの調整前の取得価額を下回る普通株式 1 株当たりの取得価額をもって普通株式の

交付を受けることができる株式、行使することにより若しくは当会社に取得されることにより普通株式 1 株当たりの新株予約権の払込金額と新株予約権の行使に際して出資される財産（金銭以外の財産を出資の目的とする場合には、当該財産の適正な評価額とする。以下、本(b)において同じ。）の合計額が A 種優先株式 1 株当たりの調整前の取得価額を下回る価額をもって普通株式の交付を受けることができる新株予約権、その他その保有者若しくは当会社の請求に基づき又は一定の事由の発生を条件として A 種優先株式 1 株当たりの調整前の取得価額を下回る価額をもって普通株式の交付を受けることができる証券又は権利（以下「潜在株式等」という。）の、当会社に取得させることにより若しくは当会社に取得されることにより普通株式の交付を受けることができる期間が終了した場合（但し、当該潜在株式等の全部が既に普通株式の交付と引き換えに取得され又は行使された場合を除く。）において、取得価額の調整が必要であると当会社の取締役会が認めるとき。

- ④ 潜在株式等の 1 株当たりの取得価額又は新株予約権の行使に際して出資される財産の金額が変更された場合において、取得価額の調整が必要であると当会社の取締役会が認めるとき。
- ⑤ その他、発行済普通株式数（但し、当社が保有する普通株式の数を除く。）の変更又は変更の可能性を生ずる事由の発生によって取得価額の調整が必要であると当会社の取締役会が認めるとき。

- (c) 取得価額の調整に際して計算が必要な場合は、円位未満小数第 2 位まで算出し、その小数第 2 位を四捨五入する。
- (d) 取得価額の調整に際し計算を行った結果、調整後取得価額と調整前取得価額との差額が 0.1 円未満にとどまるときは、取得価額の調整はこれを行わない。但し、本(d)により不要とされた調整は繰り越されて、その後の調整の計算において斟酌される。
- (e) 本 12. に定める取得価額の調整は、A 種優先株式の発行並びに当社又は当社の子会社の取締役、監査役、執行役その他の役員又は従業員に対してインセンティブ目的で発行される普通株式及び普通株式を目的とする新株予約権の発行については適用されないものとする。

(5) 普通株式対価取得請求受付場所

株主名簿管理人事務取扱場所 東京都千代田区丸の内二丁目 7 番 1 号
三菱UFJ 信託銀行株式会社
証券代行営業第 7 部 受託サービス第 2 課

(6) 普通株式対価取得請求の方法及び効力発生

普通株式対価取得請求は、対象とする株式を特定した書面を当社に交付することにより行うものとし、その効力は普通株式対価取得請求に要する書類が上記(5)に記載する普通株式対価取得請求受付場所に到達した日から 3 営業日が経過した時点に発生する。

(7) 普通株式の交付方法

当社は、普通株式対価取得請求の効力発生後、当該普通株式対価取得請求をした A 種優先株主に対して、当該 A 種優先株主が指定する株式会社証券保管振替機構又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより普通株式を交付する。

13. 金銭を対価とする取得条項

当社は、A 種優先株式の発行日以降いつでも、当社の取締役会が別に定める日（以下「金銭対価償還日」という。）が到来することをもって、A 種優先株主等に対して、金銭対価償還日の前日までに書面による通知を行った上で、法令の許容する範囲内において、金銭を対価として、A 種優先株式の全部又は一部を取得することができる（以下「金銭対価償還」という。）ものとし、当社は、当該金銭対価償還に係る A 種優先株式を取得するのと引換えに、(i)金銭対価償還に係る A 種優先株式の数に、(ii) ①A 種優先株式 1 株当たりの払込金額相当額、②A 種累積未払配当金相当額及び③A 種日割未払優先配当金額の合計額を乗じて得られる額の金銭を、A 種優先株主に対して交付するものとする。なお、本 13. の計算において、A 種累積未払配当金相当額及び A 種日割未払優先配当金額の計算は上記 9.(1)及び

9.(3)に準じて行われるものとし、A種累積未払配当金相当額及びA種日割未払優先配当金額の計算における「残余財産の分配が行われる日」及び「分配日」をそれぞれ「金銭対価償還日」と読み替えて、A種累積未払配当金相当額及びA種日割未払優先配当金額を計算する。また、金銭対価償還に係るA種優先株式の取得と引換えに交付する金銭に1円に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

A種優先株式の一部を取得する場合において、A種優先株主が複数存在するときは、按分比例の方法によって、A種優先株主から取得すべきA種優先株式を決定する。

14. 株式の併合又は分割、募集株式の割当て等

- (1) 当社は、株式の分割又は併合を行う場合、普通株式及びA種優先株式について、それぞれ同時に同一割合で行う。
- (2) 当社は、株主に募集株式の割当てを受ける権利を与える場合、普通株主には普通株式の割当てを受ける権利を、A種優先株主にはA種優先株式の割当てを受ける権利を、それぞれ同時に同一割合で与える。
- (3) 当社は、株式無償割当てを行う場合、普通株主には普通株式の無償割当てを、A種優先株主にはA種優先株式の無償割当てを、それぞれ同時に同一割合で行う。
- (4) 当社は、株主に募集新株予約権（新株予約権には、新株予約権付社債に付されたものを含む。以下、本14.において同じ。）の割当てを受ける権利を与える場合、普通株主には普通株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、A種優先株主にはA種優先株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、それぞれ同時に同一割合で、与える。
- (5) 当社は新株予約権無償割当てを行う場合、普通株主には普通株式を目的とする新株予約権の無償割当てを、A種優先株主にはA種優先株式を目的とする新株予約権の無償割当てを、それぞれ同時に同一割合で行う。

15. 優先順位

- (1) A種優先配当金、A種累積未払配当金相当額及び普通株式を有する株主又は普通株式の登録株式質権者（以下「普通株主等」と総称する。）に対する剰余金の配当の支払順位は、A種累積未払配当金相当額が第1順位、A種優先配当金が第2順位、普通株主等に対する剰余金の配当が第3順位とする。
- (2) A種優先株式及び普通株式に係る残余財産の分配の支払順位は、A種優先株式に係る残余財産の分配を第1順位、普通株式に係る残余財産の分配を第2順位とする。
- (3) 当社が剰余金の配当又は残余財産の分配を行う額が、ある順位の剰余金の配当又は残余財産の分配を行うために必要な総額に満たない場合は、当該順位の剰余金の配当又は残余財産の分配を行うために必要な金額に応じた比例按分の方法により剰余金の配当又は残余財産の分配を行う。

以 上

定款変更案(1)

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>第1条～第4条 (条文省略)</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第5条 当社の発行可能株式総数は、<u>1億2,769万5,000株</u>とする。</p> <p>(単元株式数)</p> <p>第6条 当社の1単元の株式数は、100株とする。</p> <p>第7条～第11条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>第1条～第4条 (現行どおり)</p> <p>(発行可能株式総数及び発行可能種類株式総数) 第5条 当社の発行可能株式総数は、<u>1億5,804万6,912株</u>とし、<u>各種類の株式の発行可能種類株式総数は、それぞれ次のとおりとする。</u></p> <p style="margin-left: 2em;"><u>普通株式 1億5,804万6,912株</u></p> <p style="margin-left: 2em;"><u>A種優先株式 582万7,274株</u></p> <p>(単元株式数)</p> <p>第6条 当社の<u>普通株式及びA種優先株式の1単元の株式数は、100株とする。</u></p> <p>第7条～第11条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;"><u>第2章の2 A種優先株式</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(剰余金の配当)</u></p> <p>第11条の2 (A種優先配当金) <u>当社は、ある事業年度中に属する日を基準日として剰余金の配当をするときは、当該剰余金の配当の基準日(以下「配当基準日」という。)の最終の株主名簿に記載又は記録されたA種優先株式を有する株主(以下「A種優先株主」という。)又はA種優先株式の登録株式質権者(A種優先株主と併せて、以下「A種優先株主等」という。)に対し、第11条の9第1項に定める支払順位に従い、A種優先株式1株につき、本条第2項に定める額の金銭による剰余金の配当(かかる配当によりA種優先株式1株当たりに支払われる金銭を、以下「A種優先配当金」という。)を行う。なお、A種優先配当金に、各A種優先株主等が権利を有するA種優先株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。</u></p> <p>2. (A種優先配当金の額)</p> <p>(1) A種優先配当金の額は、金6,000,000,000円を</p>

5,827,274で除した金額（本項第(3)号及び第(4)号に従って調整された場合は、調整後の価額をいい、以下「払込金額相当額」という。）に、年率7.0%を乗じて算出した額の金銭について、当該配当基準日の属する事業年度の初日（但し、当該配当基準日が2025年3月末日に終了する事業年度に属する場合は、A種優先株式について払込みがなされた日（同日を含む。）から当該配当基準日（同日を含む。）までの期間の実日数につき、1年を365日（但し、当該事業年度に閏日を含む場合は366日）として日割計算を行うものとする（除算は最後に行い、円位未満小数第5位まで計算し、その小数第5位を四捨五入する。）。但し、当該配当基準日の属する事業年度中の、当該配当基準日より前の日を基準日としてA種優先株主等に対して剰余金の配当（本条第4項に定めるA種累積未払配当金相当額の配当を除く。また、本項第(2)号に従ってA種優先配当金の額を計算した場合においても、本第(1)号に従い計算されるA種優先配当金の額の剰余金の配当が行われたものとみなす。）が行われたときは、当該配当基準日に係るA種優先配当金の額は、その各配当における配当金の合計額を控除した金額とする。

(2) 本項第(1)号にかかわらず、当該配当基準日の翌日（同日を含む。）から当該剰余金の配当が行われる時点までの間に当社がA種優先株式を取得した場合は、当該配当基準日を基準日として行う当該剰余金の配当において各A種優先株主等に対して支払われるA種優先配当金の額は、本項第(1)号に従って計算される額に、当該剰余金の配当が行われる時点の直前における当該A種優先株主等の所有又は登録に係るA種優先株式の数を当該配当基準日の終了時点における各A種優先株主等の所有又は登録に係るA種優先株式の数で除して得られる比率を乗じて得られる金額とする。

(3) 当社がA種優先株式につきA種優先株主に割当てを受ける権利を与えて発行又は処分（株式無償割当てを含む。以下、本第(3)号において同じ。）を行う場合、以下の算式により払込金額相当額を調整する。なお、以下の算式における「A種優先株主への割当て前のA種優先株式の発行済株式数」、「A種優先株主への割当てにより発行されるA種優先株式の数」及び「A種優先株主への割当て後のA種優先株式の発行済株式数」は、当該発行又は処分の時点で当社が保有するA種優先株式の数を控除した数とし、当社が保有するA種優先株式を処分する場合には、以下の算式に

における「A種優先株主への割当てにより発行されるA種優先株式の数」は「処分する当社が保有するA種優先株式の数」と読み替える。また、調整の結果、1円未満の端数が生じた場合、当該端数は切り捨てる。

調整後の払込金額相当額	=	調整前の払込金額相当額	×	A種優先株主への割当て前のA種優先株式の発行済株式数	+	A種優先株主への割当てに際して払い込まれる1株当たりの払込金額	×	A種優先株主への割当てにより発行されるA種優先株式の数
		A種優先株主への割当て後のA種優先株式の発行済株式数						

調整後の払込金額相当額は、A種優先株主への割当てを行う場合はA種優先株主への割当ての効力発生日（A種優先株主への割当てにかかる基準日を定めた場合は当該基準日の翌日）以降これを適用する。

その他A種優先株主への割当てに類する事由が発生した場合は、払込金額相当額は、取締役会決議により適切に調整される。

(4) 当社がA種優先株式につき株式の分割又は併合を行う場合、以下の算式により払込金額相当額を調整する。なお、以下の算式における「株式の分割・併合前のA種優先株式の発行済株式数」は、当該分割又は併合前の時点で当社が保有するA種優先株式の数を控除した数とし、「株式の分割・併合後のA種優先株式の発行済株式数」は、当該分割又は併合後の時点で当社が保有するA種優先株式の数を控除した数とする。また、調整の結果、1円未満の端数が生じた場合、当該端数は切り捨てる。

$$\text{調整後} = \text{調整前} \times \frac{\text{株式の分割・併合前の}}{\text{株式の分割・併合後の}}$$

<u>の</u> <u>払込金</u> <u>額相当</u> <u>額</u>	<u>の</u> <u>払込金</u> <u>額相当</u> <u>額</u>	<u>A種優先株式の発行済株式数</u> <u>株式の分割・併合後の</u> <u>A種優先株式の発行済株式数</u>
--	--	---

調整後の払込金額相当額は、株式の分割を行う場合は当該株式の分割のための基準日の翌日以降、株式の併合を行う場合は当該株式の併合の効力発生日（当該株式の併合にかかる基準日を定めた場合は当該基準日の翌日）以降これを適用する。その他株式の分割又は併合に類する事由が発生した場合は、払込金額相当額は、取締役会決議により適切に調整される。

3. （参加条項）

当会社がA種優先株主等に対して、A種優先配当金及びA種累積未払配当金相当額（本条第4項に定める。）を配当した後、普通株主等（第11条の9第1項に定める。）に対して剰余金の配当を行うときは、同時に、A種優先株主等に対して、A種優先株式1株につき、それぞれ、普通株式1株あたりの剰余金の配当額と同額の剰余金の配当を行う。

4. （累積条項）

ある事業年度に属する日を基準日としてA種優先株主等に対して行われた1株当たりの剰余金の配当（当該事業年度より前の各事業年度に係るA種優先配当金につき本第4項に従い累積したA種累積未払配当金相当額（以下に定義される。）の配当を除く。また、本条第2項第(2)号に従ってA種優先配当金の額を計算した場合においても、本条第2項第(1)号に従い計算されるA種優先配当金の額の剰余金の配当が行われたものとみなす。）の総額が、当該事業年度に係るA種優先配当金の額（当該事業年度の末日を基準日とする剰余金の配当が行われると仮定した場合において、本条第2項第(1)号に従い計算されるA種優先配当金の額をいう。但し、かかる計算においては、本条第2項第(1)号但書の規定は適用されないものとして計算するものとする。）に達しないときは、その不足額は、当該事業年度の翌事業年度の初日（同日を含む。）以降、実際に支払われる日（同日を含む。）までの期間、年利7.0%で1年毎の複利計算により累積する。なお、当該計算は、1年を365日（但し、当該事業年度に閏日を含む場合は366日）とした日割計算により行うものとし、除算は最後に行い、円位未満小数第5位まで計算し、その小数第5位を四捨五入する。A種優先株式1株当たりにつき本第4項に従い累積した金額（以下「A種累

積未払配当金相当額」という。)については、第11条の9第1項に定める支払順位に従い、A種優先株主等に対して配当する。なお、複数の事業年度に係るA種累積未払配当金相当額がある場合は、最も古い事業年度に係る当該A種累積未払配当金相当額から先に配当される。なお、かかる配当が行われるA種累積未払配当金相当額に、各A種優先株主等が権利を有するA種優先株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。

(残余財産の分配)

(新設)

第11条の3 (残余財産の分配)

当社は、残余財産を分配するときは、A種優先株主等に対し、第11条の9第2項に定める支払順位に従い、A種優先株式1株につき、払込金額相当額に、A種累積未払配当金相当額及び本条第3項に定めるA種日割未払優先配当金額を加えた額(以下「A種残余財産分配額」という。)の金銭を支払う。但し、本第1項においては、残余財産の分配が行われる日(以下「分配日」という。)が配当基準日の翌日(同日を含む。)から当該配当基準日を基準日とした剰余金の配当が行われる時点までの間である場合は、当該配当基準日を基準日とする剰余金の配当は行われなものとみなしてA種累積未払配当金相当額を計算する。なお、A種残余財産分配額に、各A種優先株主等が権利を有するA種優先株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。

2. (参加条項)

A種優先株主等に対してA種残余財産分配額の全額が分配された後、普通株主等(第11条の9第1項に定める。)に対して残余財産の分配をするときは、A種優先株主等は、A種優先株式1株当たり、普通株式1株当たりの残余財産の分配額と同額の残余財産の分配を受ける。

3. (日割未払優先配当金額)

A種優先株式1株当たりの日割未払優先配当金額は、分配日の属する事業年度において、分配日を基準日としてA種優先配当金の支払がなされたと仮定した場合に、第11条の2第2項第(1)号に従い計算されるA種優先配当金相当額とする(以下、A種優先株式1株当たりの日割未払優先配当金額を「A種日割未払優先配当金額」という。)

(議決権)

(新設)

第11条の4 A種優先株主は、株主総会において議

(新設)

決権を有する。

(金銭を対価とする取得請求権)

第 11 条の 5 (金銭対価取得請求権)

A種優先株主は、2028年4月1日以降、当社に
対して、金銭を対価としてその有するA種優先株
式の全部又は一部を取得することを請求すること
(以下「金銭対価取得請求」といい、金銭対価取
得請求をした日を、以下「金銭対価取得請求日」
という。)ができるものとし、当社は、金銭対価
取得請求に係るA種優先株式を取得するのと引換
えに、法令の許容する範囲内において、金銭対価
取得請求の効力発生日に、A種優先株主に対し
て、次に定める取得価額の金銭を交付するものと
する。但し、同一の効力発生日に複数のA種優先
株主から会社法第461条第2項所定の分配可能額を
超えて取得請求があった場合、取得すべきA種優
先株式は各A種優先株主から取得請求された株式
数に応じた按分比例の方法により決定する。

2. (A種優先株式の取得と引換えに交付する金銭
の額)

A種優先株式の取得価額は、金銭対価取得請求の
効力発生日における(i)A種優先株式1株当たりの
払込金額相当額、(ii)A種累積未払配当金相当額
及び(iii)A種日割未払優先配当金額の合計額に、
金銭対価取得請求に係るA種優先株式の数を乗じ
て得られる額をいう。なお、本条の計算において、
A種累積未払配当金相当額及びA種日割未払
優先配当金額の計算は第11条の3第1項及び同条
第3項に準じて行われるものとし、A種累積未払
配当金相当額及びA種日割未払優先配当金額の計
算における「残余財産の分配が行われる日」及び
「分配日」を「金銭対価取得請求の効力発生日」
と読み替えて、A種累積未払配当金相当額及びA
種日割未払優先配当金額を計算する。また、金銭
対価取得請求に係るA種優先株式の取得と引換え
に交付する金銭に1円に満たない端数があるとき
は、これを切り捨てるものとする。

3. (金銭対価取得請求受付場所)

株主名簿管理人事務取扱場所

東京都千代田区丸の内二丁目7番1号

三菱UFJ信託銀行株式会社

証券代行営業第7部 受託サービス第2課

4. (金銭対価取得請求の方法及び効力発生)

金銭対価取得請求は、対象とする株式を特定した
書面を当社に交付することにより行うものと
し、その効力は、金銭対価取得請求に要する書類

が本条第 3 項に記載する金銭対価取得請求受付場所に到達した日から 10 営業日が経過した時点に発生する。

5. 本条各項に定めるほか、当社が会社法第 156 条から第 165 条まで（株主との合意による取得）の定めに基づき自己株式の有償での取得を行う場合には、A 種優先株主は、普通株式に優先して A 種優先株式を取得の対象とすることを請求できるものとする。

（普通株式を対価とする取得請求権）

(新設)

第 11 条の 6 （普通株式対価取得請求権）

A 種優先株主は、A 種優先株式の発行日以降いつでも、当社に対して、本条第 2 項に定める数の普通株式（以下「請求対象普通株式（普通株式対価）」という。）の交付と引換えに、その有する A 種優先株式の全部又は一部を取得することを請求すること（以下「普通株式対価取得請求」という。）ができるものとし、当社は、当該普通株式対価取得請求に係る A 種優先株式を取得するのと引換えに、法令の許容する範囲内において、請求対象普通株式（普通株式対価）を、当該 A 種優先株主に対して交付するものとする。

2. （A 種優先株式の取得と引換えに交付する普通株式の数）

A 種優先株式の取得と引換えに交付する普通株式の数は、(i) A 種優先株式 1 株当たりの払込金額相当額、(ii) A 種累積未払配当金相当額及び(iii) A 種日割未払優先配当金額の合計額に普通株式対価取得請求に係る A 種優先株式の数を乗じて得られる額を、本条第 3 項及び本条第 4 項で定める取得価額で除して得られる数とする。なお、本第 2 項の計算において、A 種累積未払配当金相当額及び A 種日割未払優先配当金額の計算は第 11 条の 3 第 1 項及び同条第 3 項に準じて行われるものとし、A 種累積未払配当金相当額及び A 種日割未払優先配当金額の計算における「残余財産の分配が行われる日」及び「分配日」を「普通株式対価取得請求の効力発生日」と読み替えて、A 種累積未払配当金相当額及び A 種日割未払優先配当金額を計算する。また、普通株式対価取得請求に係る A 種優先株式の取得と引換えに交付する普通株式の合計数に 1 株に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとし、この場合においては、会社法第 167 条第 3 項に定める金銭の交付は行わない。

3. （当初取得価額）

取得価額は、当初 51.48 円とする。

4. (取得価額の調整)

(1) 以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞれ以下のとおり取得価額を調整する。

① 普通株式につき株式の分割をする場合、次の算式により取得価額を調整する。

$$\text{調整後取得価額} = \frac{\text{調整前取得価額} \times \text{分割前発行済普通株式数}}{\text{分割後発行済普通株式数}}$$

調整後取得価額は、株式の分割に係る基準日の翌日以降これを適用する。

② 普通株式につき株式の併合をする場合、次の算式により、取得価額を調整する。

$$\text{調整後取得価額} = \frac{\text{調整前取得価額} \times \text{併合前発行済普通株式数}}{\text{併合後発行済普通株式数}}$$

調整後取得価額は、株式の併合の効力が生ずる日以降これを適用する。

③ A種優先株式1株当たりの調整前の取得価額を下回る払込金額をもって普通株式を発行又は当社が保有する普通株式を処分する場合(株式無償割当ての場合を含み、普通株式の交付と引換えに取得される株式若しくは新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。以下、本第4項において同じ。))の取得による場合、普通株式を目的とする新株予約権の行使による場合、その他その所有者若しくは当社の要求又は一定の事由の発生により、普通株式が発行又は処分される権利の行使による場合、又は合併、株式交換、株式交付若しくは会社分割により普通株式を交付する場合を除く。)、次の算式(以下「取得価額調整式」という。)により取得価額を調整する。取得価額調整式における「1株当たり払込金額」は、金銭以外の財産を出資の目的とする場合には、当該財産の適正な評価額とする。調整後取得価額は、払込期日(払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日)の翌日以降、また株主への割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日(以下「株主割当日」という。)の翌日以降、これを適用する。なお、当社が保有する普通株式を処分する場合には、次の算式における「新たに発行する普通株式の数」は「処分する当社が保有する普通株式の数」、「当社が保有する普通株式の

数」は「処分前において当社が保有する普通株式の数」とそれぞれ読み替える。

調整後取得価額	三	調整前取得価額	×	(発行済普通株式数 - 当社が保有する普通株式の数)	+	1株当たり払込金額	×	新たに発行する普通株式の数	
		(発行済普通株式数 - 当社が保有する普通株式の数) + 新たに発行する普通株式の数							

なお、取得価額調整式における「発行済普通株式数」とは、調整後取得価額を適用する日の前日時点における当社の普通株式の発行済株式数をいう。

④ 当社に取得をさせることにより又は当社に取得されることにより、A種優先株式1株当たりの調整前の取得価額を下回る普通株式1株当たりの取得価額をもって普通株式の交付を受けることができる株式を発行又は処分する場合（株式無償割当ての場合を含む）、かかる株式の払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日。以下、本④において同じ。）に、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日（株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下、本④において同じ。）に、また株主割当日がある場合はその日に、発行又は処分される株式の全てが当初の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1株当たり払込金額」としてかかる価額を使用して計算される額を、調整後取得価額とする。調整後取得価額は、払込期日の翌日以降、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその日の翌日以降、これを適用する。

⑤ 行使することにより又は当社に取得されることにより、普通株式1株当たりの新株予約権の払込金額と新株予約権の行使に際して出資される財産（金銭以外の財産を出資の目的とする場合に

は、当該財産の適正な評価額とする。以下、本⑤において同じ。)の合計額がA種優先株式1株当たりの調整前の取得価額を下回る価額をもって普通株式の交付を受けることができる新株予約権を発行する場合(新株予約権無償割当ての場合を含む。)、かかる新株予約権の割当日に、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日(新株予約権無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下、本⑤において同じ。)に、また株主割当日がある場合はその日に、発行される新株予約権全てが当初の条件で行使され又は取得されて普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1株当たり払込金額」として普通株式1株当たりの新株予約権の払込金額と新株予約権の行使に際して出資される財産の普通株式1株当たりの価額の合計額を使用して計算される額を、調整後取得価額とする。調整後取得価額は、かかる新株予約権の割当日の翌日以降、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその翌日以降、これを適用する。

⑥ その他その保有者若しくは当会社の請求に基づき又は一定の事由の発生を条件としてA種優先株式1株当たりの調整前の取得価額を下回る価額をもって普通株式の交付を受けることができる証券又は権利を発行する場合には、取得価額の調整を適切に行うものとする。

(2) 本項第(1)号に掲げた事由によるほか、下記①乃至⑤のいずれかに該当する場合には、当社はA種優先株主等に対して、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整後取得価額、適用の日及びその他必要な事項を通知した上、取得価額の調整を合理的な範囲で行うものとする。

① 時価を超える価額による自己株式等の取得、合併、株式交換、株式交換若しくは株式交付による他の株式会社の発行済株式の取得、株式移転、吸収分割若しくは吸収分割による他の会社とその事業に関して有する権利義務の全部若しくは一部の承継、又は新設分割のために取得価額の調整を必要とするとき。

② 取得価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の取得価額の算出に当たり使用すべき調整前の取得価額につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

③ 当会社に取得をさせることにより若しくは当会社に取得されることによりA種優先株式1株当

たりの調整前の取得価額を下回る普通株式1株当たりの取得価額をもって普通株式の交付を受けることができる株式、行使することにより若しくは当会社に取得されることにより普通株式1株当たりの新株予約権の払込金額と新株予約権の行使に際して出資される財産（金銭以外の財産を出資の目的とする場合には、当該財産の適正な評価額とする。以下、本第(2)号において同じ。）の合計額がA種優先株式1株当たりの調整前の取得価額を下回る価額をもって普通株式の交付を受けることができる新株予約権、その他その所有者若しくは当会社の請求に基づき又は一定の事由の発生を条件としてA種優先株式1株当たりの調整前の取得価額を下回る価額をもって普通株式の交付を受けることができる証券又は権利（以下「潜在株式等」という。）の、当会社に取得させることにより若しくは当会社に取得されることにより普通株式の交付を受けることができる期間が終了した場合（但し、当該潜在株式等の全部が既に普通株式の交付と引き換えに取得され又は行使された場合を除く。）において、取得価額の調整が必要であると当会社の取締役会が認めるとき。

④ 潜在株式等の1株当たりの取得価額又は新株予約権の行使に際して出資される財産の金額が変更された場合において、取得価額の調整が必要であると当会社の取締役会が認めるとき。

⑤ その他、発行済普通株式数（但し、当社が保有する普通株式の数を除く。）の変更又は変更の可能性を生ずる事由の発生によって取得価額の調整が必要であると当会社の取締役会が認めるとき。

(3) 取得価額の調整に際して計算が必要な場合は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

(4) 取得価額の調整に際し計算を行った結果、調整後取得価額と調整前取得価額との差額が0.1円未満にとどまるときは、取得価額の調整はこれを行わない。但し、本第(4)号により不要とされた調整は繰り越されて、その後の調整の計算において斟酌される。

(5) 本条に定める取得価額の調整は、A種優先株式の発行並びに当社又は当社の子会社の取締役、監査役、執行役その他の役員又は従業員に対してインセンティブ目的で発行される普通株式及び普通株式を目的とする新株予約権の発行については適用されないものとする。

5. （普通株式対価取得請求受付場所）

株主名簿管理人事務取扱場所 東京都千代田区丸の内二丁目7番1号

三菱UFJ信託銀行株式会社

証券代行営業第7部 受託サービス第2課

6. (普通株式対価取得請求の方法及び効力発生)

普通株式対価取得請求は、対象とする株式を特定した書面を当会社に交付することにより行うものとし、その効力は普通株式対価取得請求に要する書類が本条第5項に記載する普通株式対価取得請求受付場所に到達した日から3営業日が経過した時点に発生する。

7. (普通株式の交付方法)

当社は、普通株式対価取得請求の効力発生後、当該普通株式対価取得請求をしたA種優先株主に対して、当該A種優先株主が指定する株式会社証券保管振替機構又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより普通株式を交付する。

(金銭を対価とする取得条項)

(新設)

第11条の7 当社は、A種優先株式の発行日以降いつでも、当社の取締役会が別に定める日(以下「金銭対価償還日」という。)が到来することをもって、A種優先株主等に対して、金銭対価償還日の前日までに書面による通知を行った上で、法令の許容する範囲内において、金銭を対価として、A種優先株式の全部又は一部を取得することができる(以下「金銭対価償還」という。)ものとし、当社は、当該金銭対価償還に係るA種優先株式を取得するのと引換えに、(i)金銭対価償還に係るA種優先株式の数に、(ii)①A種優先株式1株当たりの払込金額相当額、②A種累積未払配当金相当額及び③A種日割未払優先配当金額の合計額を乗じて得られる額の金銭を、A種優先株主に対して交付するものとする。なお、本条の計算において、A種累積未払配当金相当額及びA種日割未払優先配当金額の計算は第11条の3第1項及び同条第3項に準じて行われるものとし、A種累積未払配当金相当額及びA種日割未払優先配当金額の計算における「残余財産の分配が行われる日」及び「分配日」をそれぞれ「金銭対価償還日」と読み替えて、A種累積未払配当金相当額及びA種日割未払優先配当金額を計算する。また、金銭対価償還に係るA種優先株式の取得と引換えに交付する金銭に1円に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

A種優先株式の一部を取得する場合において、A

種優先株主が複数存在するときは、按分比例の方法によって、A種優先株主から取得すべきA種優先株式を決定する。

(株式の併合又は分割、募集株式の割当て等)

(新設)

第 11 条の 8 当社は、株式の分割又は併合を行う場合、普通株式及びA種優先株式について、それぞれ同時に同一割合で行う。

2. 当社は、株主に募集株式の割当てを受ける権利を与える場合、普通株主には普通株式の割当てを受ける権利を、A種優先株主にはA種優先株式の割当てを受ける権利を、それぞれ同時に同一割合で与える。

3. 当社は、株式無償割当てを行う場合、普通株主には普通株式の無償割当てを、A種優先株主にはA種優先株式の無償割当てを、それぞれ同時に同一割合で行う。

4. 当社は、株主に募集新株予約権（新株予約権には、新株予約権付社債に付されたものを含む。以下、本条において同じ。）の割当てを受ける権利を与える場合、普通株主には普通株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、A種優先株主にはA種優先株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、それぞれ同時に同一割合で、与える。

5. 当社は新株予約権無償割当てを行う場合、普通株主には普通株式を目的とする新株予約権の無償割当てを、A種優先株主にはA種優先株式を目的とする新株予約権の無償割当てを、それぞれ同時に同一割合で行う。

6. 当社は、単元株式数について定款の変更をするときは、普通株式及びA種優先株式のそれぞれの単元株式数について同時に同一の割合で変更する。

(優先順位)

(新設)

第 11 条の 9 A種優先配当金、A種累積未払配当金相当額及び普通株式を有する株主又は普通株式の登録株式質権者（以下「普通株主等」と総称する。）に対する剰余金の配当の支払順位は、A種累積未払配当金相当額が第 1 順位、A種優先配当金が第 2 順位、普通株主等に対する剰余金の配当が第 3 順位とする。

2. A種優先株式及び普通株式に係る残余財産の分配の支払順位は、A種優先株式に係る残余財産の分配を第 1 順位、普通株式に係る残余財産の分配を第 2 順位とする。

第3章 株主総会

第12条～第16条 (条文省略)

(新設)

第17条～第36条 (条文省略)

附則

第1条 (条文省略)

3. 当社が剰余金の配当又は残余財産の分配を行う額が、ある順位の剰余金の配当又は残余財産の分配を行うために必要な総額に満たない場合は、当該順位の剰余金の配当又は残余財産の分配を行うために必要な金額に応じた比例按分の方法により剰余金の配当又は残余財産の分配を行う。

第3章 株主総会

第12条～第16条 (現行どおり)

(種類株主総会)

第16条の2 第11条の規定は、定時株主総会と同日に開催される種類株主総会にこれを準用する。

2. 第13条、第14条及び第16条の規定は、種類株主総会にこれを準用する。

3. 第15条第1項の規定は、会社法第324条第1項の規定による種類株主総会の決議について、第15条第2項の規定は、会社法第324条第2項の規定による種類株主総会の決議について、それぞれ準用する。

第17条～第36条 (現行どおり)

附則

第1条 (現行どおり)

定款変更案(2)

(下線は変更部分を示します。)

本定款変更(1)の内容への変更後の定款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>第1条～第4条 (条文省略)</p> <p>(発行可能株式総数及び発行可能種類株式総数)第5条 当社の発行可能株式総数は、<u>1億5,804万6,912</u>株とし、各種類の株式の発行可能種類株式総数は、それぞれ次の通りとする。 普通株式 <u>1億5,804万6,912</u>株 A種優先株式 582万7,274株</p> <p>第6条～第17条 (条文省略)</p> <p>(取締役の員数) 第18条 当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)は<u>10</u>名以内とする。 2. 当社の監査等委員である取締役(以下「監査等委員」という。)は<u>5</u>名以内とする。</p> <p>第19条～第36条 (条文省略)</p> <p>附則 第1条 (条文省略)</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>第1条～第4条 (現行どおり)</p> <p>(発行可能株式総数及び発行可能種類株式総数)第5条 当社の発行可能株式総数は、<u>1億8,135万6,008</u>株とし、各種類の株式の発行可能種類株式総数は、それぞれ次のとおりとする。 普通株式 <u>1億8,135万6,008</u>株 A種優先株式 582万7,274株</p> <p>第6条～第17条 (条文省略)</p> <p>(取締役の員数) 第18条 当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)は<u>6</u>名以内とする。 2. 当社の監査等委員である取締役(以下「監査等委員」という。)は<u>4</u>名以内とする。</p> <p>第19条～第36条 (現行どおり)</p> <p>附則 第1条 (現行どおり)</p>

以 上